

(参考資料)

平成28年2月

農林水産省

総論（輸出をめぐる最近の情勢）

- 国別・品目別輸出実績
- 輸出の最近の取組状況（時系列順）
- 我が国における輸出促進体制の現状
- 品目別輸出団体の概要
会員数等
- 品目別輸出団体の活動
PDCAサイクルによる取組の検証、輸出環境課題の整理

国別の輸出実績

国別輸出額(2015年)

(億円)

	輸出先	輸出額	総額に占める割合	対前年同期増減率	主な輸出品目 (輸出額)			
					1位	2位	3位	
1	香港	1,794	24.1%	33.5%	真珠 251	乾燥なまこ 100	たばこ 87	
2	米国	1,071	14.4%	14.9%	ホタテ貝 127	ぶり 116	アルコール飲料 94 (日本酒) (ウイスキー) (ビール)	94 (50) (25) (8)
3	台湾	952	12.8%	13.8%	たばこ 130	りんご 99	さんご 73	
4	中国	839	11.3%	35.0%	ホタテ貝 242	丸太 57	さけ・ます 43	
5	韓国	501	6.7%	22.7%	アルコール飲料 65 (ビール) (日本酒)	ホタテ貝 33	ソース混合調味料 27	(49) (14)
6	タイ	358	4.8%	3.1%	かつお・まぐろ類 74 (かつお) (まぐろ)	さば 46	豚の皮(原皮) 43	(24) (49)
7	ベトナム	345	4.6%	18.0%	ホタテ貝 61	粉乳 27	さば 21	
8	シンガポール	223	3.0%	18.0%	アルコール飲料 20 (ウイスキー) (日本酒) (ビール)	小麦粉 12	ソース混合調味料 11	(7) (5) (4)
9	オーストラリア	121	1.6%	28.1%	清涼飲料水 20	ソース混合調味料 15	アルコール飲料 14 (ビール) (ウイスキー) (日本酒)	(5) (4) (3)
10	オランダ	105	1.4%	41.7%	アルコール飲料 17 (ウイスキー) (日本酒)	ホタテ貝 16	播種用の種等 7	(16) (1)

資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

輸出戦略上の重点品目の輸出状況

輸出戦略上の重点品目別輸出額(2015年)

(億円)

品目	計				輸出先上位3カ国								
	金額(億円)	数量	対前年同期増減率		1位			2位			3位		
			金額	数量	輸出先	輸出額	シェア	輸出先	輸出額	シェア	輸出先	輸出額	シェア
コメ・コメ加工品	201	-	19.2 %	-	米国	59	29%	香港	38	19%	台湾	21	10%
日本酒(清酒)	140	18,180 kℓ	21.8 %	11.4 %	米国	50	36%	香港	23	16%	韓国	14	10%
米菓(あられ・せんべい)	39	3,679 t	▲ 1.9 %	▲ 8.3 %	台湾	9	24%	香港	8	21%	米国	8	21%
コメ(援助米を除く)	22	7,640 t	56.4 %	69.2 %	香港	7	29%	シンガポール	5	21%	中国	3	13%
青果物	235	64,981 t	44.2 %	57.8 %	台湾	133	56%	香港	64	27%	米国	12	5%
りんご	134	34,678 t	55.0 %	43.8 %	台湾	99	74%	香港	25	19%	中国	6	5%
ながいも等	26	7,114 t	8.8 %	23.1 %	台湾	13	49%	米国	11	43%	シンガポール	2	8%
花き	82	-	▲ 3.9 %	-	中国	42	52%	香港	13	16%	ベトナム	9	11%
植木等	76	-	▲ 6.2 %	-	中国	41	54%	香港	11	15%	ベトナム	9	11%
切り花	5	83 t	50.4 %	46.9 %	香港	2	36%	米国	1	28%	中国	1	21%
緑茶	101	4,127 t	29.6 %	17.4 %	米国	44	43%	ドイツ	13	13%	シンガポール	9	9%
牛肉	110	1,611 t	34.6 %	28.1 %	香港	30	27%	米国	17	16%	カンボジア	15	14%
加工食品	2,258	-	26.8 %	-	香港	464	21%	米国	402	18%	台湾	301	13%
清涼飲料水	197	81,463 kℓ	23.9 %	12.9 %	アラブ首長国連邦	54	27%	香港	32	16%	米国	24	12%
菓子(米菓を除く)	177	13,484 t	19.8 %	8.5 %	香港	61	35%	台湾	24	13%	米国	19	11%
醤油	62	29,508 t	19.5 %	11.6 %	米国	13	22%	オーストラリア	6	9%	英国	5	9%
味噌	28	13,044 t	9.6 %	6.0 %	米国	7	26%	台湾	3	10%	韓国	2	8%
粉乳	56	3,448 t	54.1 %	34.0 %	ベトナム	27	48%	台湾	10	18%	香港	9	16%
林産物	270	-	23.2 %	-	中国	95	35%	韓国	44	16%	フィリピン	35	13%
丸太	94	691,830 m ³	36.6 %	32.7 %	中国	57	61%	韓国	25	27%	台湾	11	11%
製材	33	60,457 m ³	2.3 %	▲ 10.6 %	中国	14	41%	フィリピン	7	21%	韓国	5	16%
乾しいたけ	2	59 t	7.6 %	1.9 %	台湾	1	45%	香港	1	41%	米国	0	9%
水産物	2,757	-	18.0 %	-	香港	821	30%	米国	393	14%	中国	386	14%
ホタテ貝	591	79,779 t	32.3 %	42.5 %	中国	242	41%	米国	127	22%	ベトナム	61	10%
さば	179	186,025 t	55.4 %	75.7 %	タイ	46	26%	エジプト	42	24%	ベトナム	21	12%
ぶり	138	7,944 t	38.2 %	25.6 %	米国	116	84%	香港	4	3%	中国	3	2%
さけ・ます	72	20,362 t	▲ 37.0 %	▲ 46.2 %	中国	43	60%	ベトナム	13	18%	タイ	13	17%

数量単位 t:トン、kℓ:キロリットル、m³:立方メートル

財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

我が国における輸出促進体制の現状

農林水産物等輸出促進全国協議会

〔 会長： 茂木友三郎(キッコーマン株式会社取締役名誉会長) 〕

農林水産物・食品の
国別・品目別輸出戦略

平成25年8月策定。農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の具体化のため、品目別目標、戦略対象国・地域、輸出拡大の手法を決定

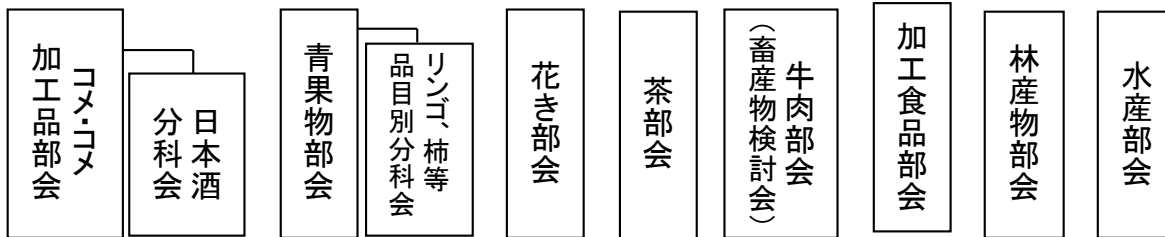
司令塔

平成26年6月設置。輸出戦略を実行するためのオールジャパンの司令塔として、官民合同で「輸出拡大方針」、「輸出環境課題」について議論

輸出戦略実行委員会

品目部会

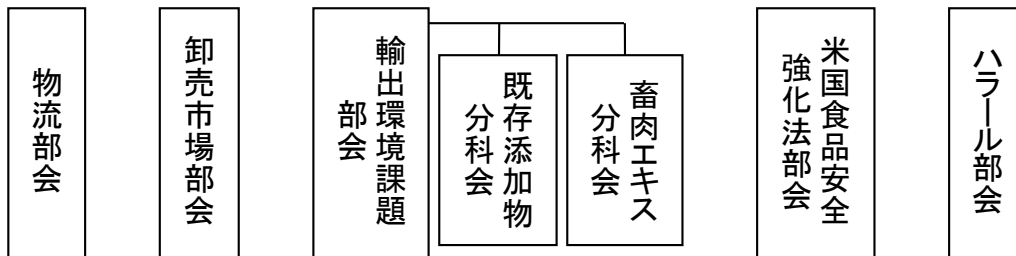
輸出拡大に向けて取り組むべき方針を毎年作成し、実行状況をPDCAサイクルにより毎年点検。



品目ごとの輸出団体	平26.11 設立	平27.5 設立	平27.2 設立	平26.12 設立	平26.12 設立	平27.1 設立	平27.2 設立
加工品部会							
日本酒分科会							
青果物部会							
リンゴ、柿等品目別分科会							
花き部会							
茶部会							
(畜産物検討会) 牛肉部会							
加工食品部会							
林産物部会							
水産部会							

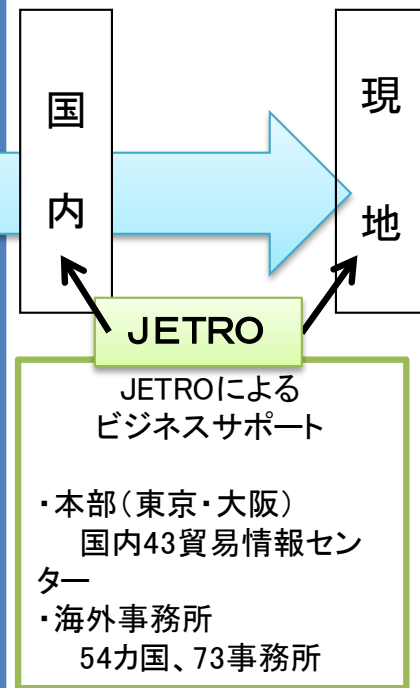
テーマ別部会

品目横断的な主要テーマについて、輸出を促進／障害を除去するための方策を議論。



地方ブロック意見交換会

地方ごとの課題の聴取、輸出戦略等の取組の説明を行い、意見交換。



品目別輸出団体の概要

コメ・コメ加工品:

(一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

- ・会員数: 103 (コメ・コメ加工品関係団体、生産者団体、事業者等)
- ・理事長: 木村良 (木徳神糧(株)会長)

青果物: 日本青果物輸出促進協議会

- ・会員数: 27 (青果物関係全国団体、事業者等)
- ・会長: 守谷潤一 ((一社)日本青果物輸入安全推進協会会長)

花き: 全国花き輸出拡大協議会

- ・会員数: 49 (花き関係全国団体・地方団体、事業者等)
- ・会長: 田島鉄弥 ((一社)日本花き生産協会顧問)

茶: 日本茶輸出促進協議会

- ・会員数: 3 (茶関係全国団体(県レベルの団体等を傘下を含む))
- ・会長: 榛村純一 ((公社)日本茶業中央会会長)

牛肉(畜産物): 日本畜産物輸出促進協議会

- (牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品を対象)
- ・会員数: 104 (畜産関係全国団体・地方団体、地公体、事業者等)
- ・会長: 中須勇雄 ((公社)日本食肉協議会会長)

林産物(木材): (一社)日本木材輸出振興協会

- ・会員数: 104 (木材関係全国団体・地方団体、地公体、事業者等)
- ・会長: 安藤直人 (東京大学名誉教授)

水産物: 水産物・水産加工品輸出拡大協議会

- ・会員数: 9 (水産関係全国団体(県レベルの団体を傘下を含む))
- ・会長: 齋藤壽典 ((一社)大日本水産会顧問)

(平成28年1月13日現在)

オールジャパンでの輸出促進

- ・産地での意見交換、海外市場に関する情報提供
- ・重点国を対象としたマーケット調査
- ・産地間連携・品目間連携による海外でのPR・販売促進活動
- ・輸出環境課題解決のための取組(HACCP講習会、防除暦の普及等)

品目部会の活動概要

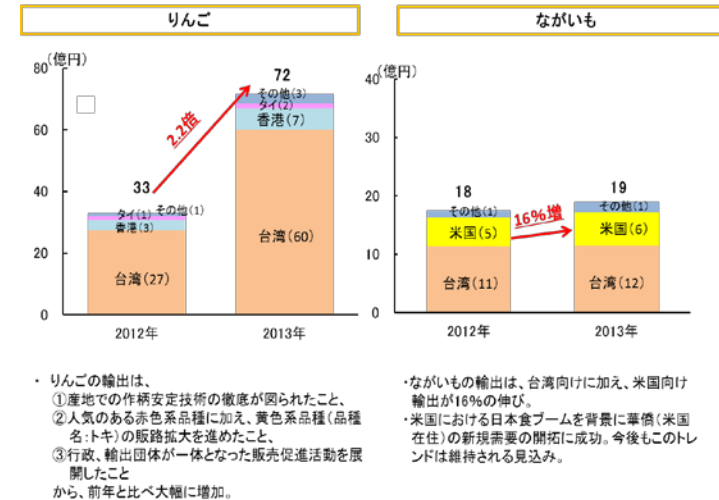
- PDCAサイクルにより品目別輸出団体等の輸出促進の取組を検証し、輸出拡大方針を策定。

○ PDCAサイクルによる取組の検証

(林産物の例)

戦略上の対応方向(Plan)	実績(具体例:いつ、誰が、どこで、何を...) (Do)	分析(Check)	対応方向(Act)
<ul style="list-style-type: none"> 韓国におけるヒノキを中心とした内装材市場の更なる拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 1林産等複数の民間企業が、ヒノキ内装材等を輸出。対馬森林組合等、西日本を中心に複数の事業者がヒノキ・スギ丸太を輸出。韓国向け輸出実績(2012→2013):丸太27→50、製材3→6(千m3)。 2014年2月、ジェトロ主催で韓国のキョンヒャンハウジングフェアへジャパンパビリオンを出展。出品者数は2団体・8社(計15社)、成約金額4億円、成約件数139件。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初、韓国へはヒノキの壁材がよく出ていたが、現地で作られるようになってから売れなくなってしまい、丸太輸出が増えた。 韓国のヒノキ人気を更なる輸出増に繋げるためには、丸太だけでなく、現地ニーズに合った商品開発による製品輸出の拡大が重要。 キョンヒャンハウジングフェアでは、高い技術が必要で日本でしか作れないヒノキ製オンドルフローリングが好評。 現地バイヤーから、スギも市場開拓の余地がある旨の言及あり。 丸太については、引き合いに對し、需要を満たす安定供給体制が未整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 高付加価値の製材等の輸出を拡大するため、富裕層を顧客に持つバイヤーを発掘。 日本の高い技術力を活かし、現地消費者のニーズに対応した商品開発の支援を林野庁で検討。 広域連携や、オールジャパンの取組の加速化に向けて議論。 2015年2月、前回に続きジェトロ主催でキョンヒャンハウジングフェア(韓国)にジャパンパビリオンを出展し商談支援。

(輸出額等の分析例)



国別・品目別戦略の個々の項目について、輸出団体等による取組を毎年検証し、次年度の輸出拡大方針を策定。

○ 輸出環境課題の整理

動植物検疫条件、残留農薬基準等の輸出環境課題について、解決すべき優先順位や対応策について議論し、国別・品目別に整理。



輸出環境課題への取組方向を整理した「農林水産物・食品輸出環境課題レポート」を公表。

品目別輸出団体の取組事例①

○ ロンドンにおける日本産農林水産物・食品の輸出促進イベント(平成27年5月)

- 英国・ロンドンにおいて、5つ(コメ・コメ加工品、牛肉、茶、花き、水産物)の品目別輸出団体が、団体設立後初めて合同で日本食のセミナー・レセプションを開催。
- 欧州全域から輸入業者、外食産業関係者等300人以上が集まり、日本食普及、品目別輸出団体の浸透、ビジネス・ネットワークワーキングを実施。



【参考】

2015年1～11月EU向け輸出額（前年同期比）

- コメ : 1.2億円 (+55%)
- 日本酒 : 8.6億円 (+25%)
- 牛肉 : 9.8億円 (+197%)
- 茶 : 18.3億円 (+34%)
- 水産物 : 65.8億円 (+37%)

○ 香港における国際食品総合見本市への出展(平成27年8月)

- 香港最大の食品見本市である「香港フードエキスポ2015」に5つ(コメ・コメ加工品、牛肉、茶、花き、水産物)の品目別輸出団体や個別事業者が出展し、ジャパンパビリオンを形成。
- 各品目の特長につき、約2,000名のバイヤーに対し、PRを実施。
- 商談成約件数は1,000件超。
- 成約金額見込は5億円。
- 食材のみならず、食器や茶室を展示し、食文化と一体でPR。



【参考】

2015年1～11月香港向け輸出額（前年同期比）

- コメ : 5.9億円 (+36%)
- 日本酒 : 20.2億円 (+22%)
- 牛肉 : 26.9億円 (+59%)
- 茶 : 3.5億円 (+59%)
- 水産物 : 739.0億円 (+20%)

品目別輸出団体の取組事例②

○ 上海における日本産コメ・米菓・日本酒のPR活動(平成27年3月)

- 中国・上海において、全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会が、100名以上のコメ関係事業者に対し、日本産米の魅力をアピール。
- その他、百貨店にて一般消費者向けに試食、試飲などを通じた販売のほか、料理教室を開催。
- 併せて、日本食・食文化の普及のため、日本メーカーの炊飯器や、湯沸かしポット、食器、箸、酒器等の展示販売を実施。



【参考】

2015年1～11月中国向け輸出額（前年同期比）

- コメ : 2.8億円 (+881%)
- 日本酒 : 10.7億円 (+69%)

○ 牛肉の輸出団体による海外マーケット調査(平成27年9月)

- 平成26年に輸出が開始されたEUにおける和牛の輸出を拡大するため、日本畜産物輸出促進協議会が現地の市場流通構造等を調査。
- 牛肉の流通・小売状況や消費者の嗜好、消費動向等についてヒアリング等を実施し、その後の食品見本市における畜産品ホールの出品等に活用。



【参考】

総合食品見本市ANUGA2015（ケルン、10月）の畜産品ホールにおける成約見込1.1億円。

ニーズ・需要面・販路開拓

- 輸出総合サポートプロジェクト
- JETRO:平成27(2015)年度農林水産物・食品分野出展海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画
- 新興市場等におけるマーケティング拠点の設置
- 食文化の発信等のプロモーションによる需要の深掘りの例
(トップセールス、輸出促進イベント、メディアの活用、在外公館)
- 新しい介護食品(スマイルケア食)の取組について
- 2015年に開催されたミラノ国際博覧会

平成32年の農林水産物・食品の輸出額目標1兆円を前倒しで達成することを目指し、ジェトロ等への補助を通じて、国別・品目別輸出戦略及び輸出拡大方針に沿って、ジャパン・ブランドの確立を目指すオールジャパンの品目別輸出団体の活動を支援するとともに、輸出に取り組む有望な事業者の発掘・育成を行うための取組を行います。

○ 輸出に関する情報を知りたい・相談がしたい

・農林水産物・食品の輸出に関する各種相談に、ワンストップで対応できる窓口を設置します。また、輸出相談機能の強化に向け、海外での食品の店頭小売価格、表示等の規格、市場の状況等について調査し、提供します。**(輸出相談窓口としてのワンストップステーション化)**

・海外在住の専門家や課題別専門家(ハラール、地理的表示(GI)等)が、新興市場の開拓に向け、情報提供やアドバイスを行います。**(海外プロモーター、課題別専門家の設置)**

・食品輸出の専門家が、国内において事業者に対して、輸出に向けた課題等についてアドバイスすることで、新たな輸出事業者を育成します。**(輸出プロモーターの設置)**

・農林水産物・食品の輸出に必要な手続き、海外のバイヤーとの商談の仕方などについての基礎的な内容のほか、ハラール、HACCP、GI等個別のテーマについて、セミナー等を行います。**(輸出セミナーの開催、商談スキル向上研修の実施)**

○ 海外で商品が売れるか試したい

・輸出拡大の可能性の高い国・地域を中心に、マーケティング拠点(インスタ・ショップ)を設置し、輸出に取り組む事業者の商品を試験販売し、現地の消費者の反応をフィードバックします。**(新興市場等におけるマーケティング拠点(インスタ・ショップ)の設置)**



○ 海外のバイヤーと商談がしたい

・輸出戦略の重点国・地域において開催される主要な「海外見本市」に設置した「ジャパンパビリオン」に出展し、多数の海外バイヤーと直接商談を行う機会を提供します。**(海外見本市への出展)**

・輸出戦略の重点国・地域で開催する「海外商談会」で、現地市場の状況を体感しつつ、日本産食品の取引に関心を持つ現地のバイヤーと直接商談を行う機会を提供します。**(海外商談会の開催)**

・輸出戦略の重点国・地域から日本産食品の取引に関心を持つバイヤーを日本に招へいして、生産現場の視察等を行いながら、国内で開催する商談会で直接商談を行う機会を提供します。**(国内商談会の開催)**



○ 海外に進出したが、現地の制度に困っている

・個々の企業努力だけでは解決困難な二国間の様々な課題の解決を図る海外連絡協議会により、現地での事業展開を支援します。**(海外連絡協議会の開催)**

初心者から経験者まで、輸出に取り組む段階に応じたサポートを提供

輸出の拡大

(輸出目標「2020年1兆円」の前倒しを目指す)

平成27(2015)年度JETROの年間活動計画①

2015年12月28日 JETRO資料

「平成27(2015)年度農林水産物・食品分野出展海外見本市、海外商談会、国内商談市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画」から

	海外見本市	海外商談会	国内商談会	セミナー		
4月	■【水】Seafood Expo Global 2015(ブリュッセル、21-23日、実施済み)					
5月	■【全】FEIRA APAS 2015(サンパウロ、4-7日、実施済み) ■【全】HOFEX 2015(香港、6-9日、実施済み) ■【全】Thaifex 2015(バンコク、20-22日、実施済み)			<商談スキルセミナー> ■神奈川県・横浜市(25日、実施済み) ■大分市(29日、実施済み) ■三重県・津市(26日、実施済み) <食品輸出マーケティングスクール> ■愛媛県・松山市(25-26日、実施済み)	<テーマ別セミナー> ■【ハラル/コーシャ】香川県・高松市(14日、実施済み) ■【ハラル/コーシャ】徳島市(15日、実施済み) ■【米国食品安全強化法】宮城県・仙台市(27日、実施済み) ■【米国食品安全強化法】青森県・八戸市(13日、実施済み)	<マーケットセミナー> ■【米国】埼玉(19日、実施済み) ■【米国】仙台(20日、実施済み) ■【米国】青森(21日、実施済み) ■【香港】東京(25日、実施済み) ■【香港】山形(26日、実施済み) ■【香港】香川(28日、実施済み) ■【香港】大分(29日、実施済み)
6月	■【全】Food Taipei 2015(台北、24-27日、実施済み) ■【全】Summer Fancy Food Show 2015(ニューヨーク、28-30日、実施済み)	■【全】米国・シカゴ(16日、実施済み)		<商談スキルセミナー> ■石川県・金沢市(4日、実施済み) ■香川県小豆郡小豆島町(4日、実施済み) ■和歌山市(4日、実施済み) ■愛媛県・松山市(19日、実施済み) ■愛知県・名古屋市(23日、実施済み) ■山形市(30日、実施済み)	<食品輸出マーケティングスクール> ■熊本市(18-19日、実施済み) ■愛知県・名古屋市(18日、実施済み) ■島根県・出雲市(9-10日、実施済み)	<マーケットセミナー> ■【英国】東京(15日、実施済み) ■【英国】岐阜(17日、実施済み) ■【英国】佐賀(12日、実施済み) ■【英国】長野(16日、実施済み)
7月		■ベトナム・ハノイ、ホーチミン(27日-30日、実施済み)	■【酒】愛媛(13日、実施済み) ■【酒】福井(16日、実施済み)	<商談スキルセミナー> ■岡山市(8日、実施済み) ■青森県・八戸市(17日、実施済み) ■岐阜市(31日、実施済み) ■富山市(29日、実施済み) ■水戸市(10日、実施済み) ■山梨県・甲府市(27日、実施済み) ■長崎市(28日、実施済み) <マーケットセミナー> ■【マレーシア】鳥取(7日、実施済み) ■【マレーシア・ベトナム】東京(9日、実施済み) ■【マレーシア】静岡(10日、実施済み) ■【マレーシア】千葉(13日、実施済み)	■【ベトナム】八戸(13日、実施済み) ■【ベトナム】新潟(10日、実施済み) ■【ベトナム】神戸(7日、実施済み) ■【ドイツ】徳島(22日、実施済み) ■【ドイツ】宮崎(24日、実施済み) ■【ドイツ】茨城(27日、実施済み) ■【ドイツ】東京(28日、実施済み) ■【ドイツ】金沢(29日、実施済み) <食品輸出マーケティングスクール> ■長崎市(2-3日、実施済み) ■北海道・帯広市(2-3日、実施済み) ■静岡市(21-22日、実施済み) ■福岡市(14-15日、実施済み)	<テーマ別セミナー> ■【ハラル】米子市(7日、実施済み) ■【米国食品安全強化法】北海道・札幌市(15日、実施済み) <品目別セミナー> ■【水産物輸出・HACCP】沖縄(17日、実施済み) ■【水産物輸出・HACCP】京都(10日、実施済み) ■【水産物輸出・HACCP】大阪(27日、実施済み) ■【加工食品輸出セミナー】栃木(29日、実施済み) ■【酒類輸出セミナー】長野(29日、実施済み) <輸出入門セミナー> ■島根県・出雲市(17日、実施済み)

平成27(2015)年度JETROの年間活動計画②

2015年12月28日 JETRO資料

「平成27(2015)年度農林水産物・食品分野出展海外見本市、海外商談会、国内商談市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画」から

8月	<p>■【全】Food Expo 2015(香港、13-15日、実施済み)</p>		<p>■【全】アグリフードEXPO/シーフードショー、東京(18-19日、実施済み、米国・中国・香港・タイ・シンガポール・マレーシア等) ※招聘バイヤーは複数のグループに分かれ、下記6カ所(茨城、愛知、和歌山、広島、青森、長崎)の商談会にも参加予定。 ■【全】茨城(21日、実施済み) ■【全】和歌山(21日、実施済み) ■【全】愛知(25日、実施済み) ■【全】広島(25日、実施済み) ■【水】青森(21日、実施済み) ■【水】長崎(21日、実施済み)</p>	<p><商談スキルセミナー> ■広島市(3日、実施済み) ■千葉市(5日、実施済み) ■福山市(5日、実施済み) ■長野市(27日、実施済み)</p> <p><品目別セミナー> ■【水産物輸出・HACCP】山口(3日、実施済み) ■【水産物輸出・HACCP】神奈川(5日、実施済み) ■【水産物輸出・HACCP】鳥取(7日、実施済み)</p>	<p>■【水産物輸出・HACCP】三重(25日、実施済み) ■【タイ】山口(21日、実施済み) ■【タイ】福島(24日、実施済み) ■【水産物輸出・HACCP】静岡(26日、実施済み) ■【タイ】栃木(25日、実施済み) ■【タイ】東京(26日、実施済み) ■【タイ】浜松(27日、実施済み) ■【タイ】名古屋(28日、実施済み)</p> <p><食品輸出マーケティングスクール> ■徳島市(27-28日、実施済み)</p> <p><マーケットセミナー> ■【中国】東京(17日、実施済み) ■【中国】熊本(19日、実施済み) ■【中国】札幌(20日、実施済み)</p>
9月	<p>■【全】Speciality and Fine Food Fair (SFFF) 2015(ロンドン、6-9日、実施済み) ■【花】Flowers Expo 2015(モスクワ、8-10日、実施済み) ■【全】Food and Hotel Malaysia (FHM) 2015(クアラルンプール、9月29日-10月2日、実施済み)</p>	<p>■【タイ・バンコク】(16-17日、実施済み)</p>	<p>■【木】福岡(25-26日、実施済み) ■【花】愛知(26日、実施済み)</p>	<p><商談スキルセミナー> ■福岡市(4日、実施済み) ■北海道・函館市(14日、実施済み) ■佐賀市(16日、実施済み) ■北海道・札幌市(18日、実施済み) ■福島県・郡山市(28日、実施済み) ■大阪市(30日、実施済み)</p> <p><食品輸出マーケティングスクール> ■宮城県・仙台市(11日・18日、実施済み)</p>	<p><テーマ別セミナー> ■【ハラール】庄内(18日、実施済み)</p> <p><品目別セミナー> ■【水産物輸出・HACCP】鹿児島(10日、実施済み) ■【酒類輸出セミナー】佐賀(16日、実施済み) ■【香港酒類セミナー】東京(17日、実施済み) ■【青果物輸出セミナー】広島(29日、実施済み) ■【花き輸出セミナー】愛知(25日、実施済み)</p> <p><マーケットセミナー> ■【林産物(木材)輸出セミナー】岡山(3日、実施済み) ■【林産物(木材)輸出セミナー】大分(8日、実施済み) ■【ロシア】東京(1日、実施済み) ■【ロシア】大阪(2日、実施済み) ■【香港】横浜(16日、実施済み) ■【香港】山梨(18日、実施済み)</p>
10月	<p>■【全】PIR 2015(モスクワ、5-8日、実施済み) ■【全】ANUGA 2015(ケルン、10-14日、実施済み)</p>	<p>■【全】UAE・ドバイ(4-6日、実施済み)</p>	<p>■【全】福岡(7-8日、実施済み) ■【酒】福島(13日、実施済み) ■【酒】長野(16日、実施済み) ■【酒】佐賀(16日、実施済み)</p>	<p><商談スキルセミナー> ■熊本(1日、実施済み) ■愛知県・名古屋(2日、実施済み) ■秋田市(7日、実施済み) ■浜松市(8日、実施済み) ■宮城県・仙台市(15日、実施済み) ■静岡県・島田市(21日、実施済み) ■鹿児島市(23日、実施済み)</p> <p><食品輸出マーケティングスクール> ■岡山市(21-22日、実施済み) ■大阪市(29-30日、実施済み)</p>	<p><テーマ別セミナー> ■【米国食品安全強化法】沖縄県・那覇市(9日、実施済み) ■【米国食品安全強化法】愛媛県・松山市(21日、実施済み) ■【ハラール】富山市(29日、実施済み)</p> <p><品目別セミナー> ■【水産物輸出・HACCP】島根(1日、実施済み) ■【加工食品輸出セミナー】仙台(6日、実施済み) ■【酒類輸出セミナー】三重(15日、実施済み) ■【花き輸出セミナー】大阪(30日、実施済み)</p> <p><輸出入門セミナー> ■愛知県・名古屋市(9日、実施済み) ■山形県・酒田市(28日、実施済み)</p>

平成27(2015)年度JETROの年間活動計画③

2015年12月28日 JETRO資料

「平成27(2015)年度農林水産物・食品分野出展海外見本市、海外商談会、国内商談市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画」から

11月	<p>■【水】China Fisheries & Seafood Expo 2015(青島、4-6日、実施済み)</p> <p>■【酒】International Wine & Spirits Fair 2015(香港、5-7日、実施済み)</p> <p>■【全】FHC CHINA 2015(上海、11-13日、実施済み)</p>	<p>■【全】ベルギー・ブリュッセル(15日、実施済み)</p>	<p>■【全】宮城(5日、実施済み)</p> <p>■【全】札幌(9-10日、実施済み)</p> <p>■【全】沖縄(26-27日、実施済み)</p> <p>■【茶】鹿児島(9-10日、実施済み)</p> <p>■【茶】静岡(12-13日、実施済み)</p> <p>■【花(盆栽)】埼玉(16-17日、実施済み)</p> <p>■【花(盆栽)】香川(13-14日・19-21日、実施済み)</p>	<p><商談スキルセミナー> ■京都市(27日、実施済み)</p> <p><食品輸出マーケティングスクール> ■東京都(30日-12月1日、実施済み)</p> <p><テーマ別セミナー> ■【ハラール】宮崎市(16日、実施済み)</p> <p><品目別セミナー> ■【水産物輸出・HACCP】富山(11日、実施済み)</p> <p>■【水産物輸出・HACCP】金沢(12日、実施済み)</p> <p>■【花き輸出セミナー】新潟(27日、実施済み)</p> <p><マーケットセミナー> ■【台湾】愛媛(16日、実施済み)</p> <p>■【台湾】高知(17日、実施済み)</p> <p>■【台湾】三重(18日、実施済み)</p> <p>■【台湾】松江(20日、実施済み)</p> <p>■【ベトナム】長崎(4日、実施済み)</p> <p>■【ベトナム】広島(6日、実施済み)</p> <p>■【ベトナム】盛岡(10日、実施済み)</p> <p><輸出入門セミナー> ■静岡県・掛川市(4日、実施済み)</p>
12月				<p><商談スキルセミナー> ■山形市(9日、実施済み)</p> <p>■さいたま市(15日、実施済み)</p> <p>■栃木県・宇都宮市(16日、実施済み)</p> <p>■大阪市(16日、実施済み)</p> <p><マーケットセミナー> ■【シンガポール】富山(15日、実施済み)</p> <p>■【シンガポール】鹿児島(17日、実施済み)</p> <p>■【シンガポール】東京(18日、実施済み)</p> <p><品目別セミナー> ■【加工食品輸出セミナー】大阪(16日、実施済み)</p> <p>■【青果物輸出セミナー】香川(14日、実施済み)</p>
1月	<p>■【全】Winter Fancy Food Show 2016(サンフランシスコ、17-19日、募集終了)</p>	<p>■【全】香港(27-28日、募集終了)</p>		<p><商談スキルセミナー> ■新潟市(14日、募集〆切1月13日)</p> <p>■千葉市(15日、募集〆切1月13日)</p> <p>■三重県・津市(22日、募集〆切1月20日)</p> <p>■香川県・高松市(26日、募集〆切1月25日)</p> <p>■徳島市(27日、募集〆切1月26日)</p> <p>■高知市(28日、募集〆切1月27日)</p> <p>■群馬県・前橋市(28日、募集〆切1月27日)</p> <p>■兵庫県・南あわじ市(28日、募集〆切1月25日)</p> <p>■宮崎市(29日、募集開始1月予定)</p> <p><食品輸出マーケティングスクール> ■鹿児島市(25-26日、募集〆切1月20日)</p> <p>■茨城県・水戸市(18-19日、募集〆切1月14日)</p> <p><テーマ別セミナー> ■【ハラール】さいたま市(19日、募集〆切1月18日)</p> <p>■【ハラール/コーシャ】長崎市(29日、募集〆切1月26日)</p> <p>■【地理的表示(GI)】福岡市(21日、募集〆切1月18日)</p> <p><品目別セミナー> ■【水産物輸出・HACCP】岩手(26日、募集〆切1月22日)</p> <p>■【酒類輸出セミナー】京都(28-29日、募集〆切1月27日)</p> <p>■【青果物輸出セミナー】札幌(22日、募集〆切1月19日)</p> <p>■【花き輸出セミナー】山形(13日、募集終了)</p> <p>■【林産物(木材)輸出セミナー】高知(15日、募集〆切1月13日)</p>

平成27(2015)年度JETROの年間活動計画④

2015年12月28日 JETRO資料

「平成27(2015)年度農林水産物・食品分野出展海外見本市、海外商談会、国内商談市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画」から

2月	<p>■【全】Gulfood 2016(ドバイ、21-25日、募集終了)</p> <p>■【木】Kyung Hyang Housing Fair 2016(高陽、24-28日、募集終了)</p>	<p>■【全】フランス・パリ(15日、募集終了)</p> <p>■【全】米国・サンフランシスコ(24-25日、募集終了)</p>	<p>■【全】大阪(18-19日、募集終了、英国・中国・香港・タイ・シンガポール等)</p> <p>※招聘バイヤーは複数のグループに分かれ下記(石川、徳島、三重)の商談会にも参加予定。</p> <p>■【全】石川(22日、募集終了)</p> <p>■【全】徳島(23日、募集終了)</p> <p>■【水】三重(23日、募集終了)</p>	<p><商談スキルセミナー></p> <p>■岩手県・盛岡市(2日、募集開始1月予定)</p> <p>■鳥取県・米子市(15日、募集切2月12日)</p> <p>■島根県・松江市(19日、募集開始1月予定)</p> <p>■愛知県・名古屋市(19日、募集開始1月予定)</p> <p>■京都市(2月、募集開始1月予定)</p> <p>■沖縄県・那覇市(2月、募集開始1月予定)</p> <p>■沖縄県・石垣市(2月、募集開始1月予定)</p> <p>■福井市(2月、募集開始1月予定)</p> <p><食品輸出マーケティングスクール></p> <p>■宮崎市(2月、募集開始1月予定)</p> <p><テーマ別セミナー></p> <p>■【地理的表示(GI)】神戸(9日、募集切1月29日)</p> <p>■【地理的表示(GI)】山形市(25日、募集開始1月予定)</p> <p>■【米国食品安全強化法】東京都(2日、募集切1月20日)</p> <p>■【米国食品安全強化法】大阪市(4日、募集切1月29日)</p> <p><品目別セミナー></p> <p>■【青果物輸出セミナー】名古屋市(2月、募集開始1月予定)</p> <p>■【畜産品輸出セミナー】山形、鹿児島(2月、募集開始1月予定)</p> <p>■【畜産品輸出セミナー】鹿児島(2-3月、募集開始1月予定)</p> <p>■【林産物(木材)輸出セミナー】鹿児島(2月、募集開始1月予定)</p> <p>■【酒類輸出セミナー】山口(2月、募集開始1月予定)</p> <p>■【加工食品輸出セミナー】名古屋市(4日、募集切1月29日)</p>
3月	<p>■【水】Hong Kong International Diamond, Gem & Pearl Show 2016(香港、1-5日、募集終了)</p> <p>■【水】Seafood Expo North America 2016(ボストン、6-8日、募集終了)</p>	<p>■【全】シンガポール(3日、募集終了)</p> <p>■【全】ロンドン(1-2日、募集切1月8日)</p>	<p>■【全】FOODEX、千葉(10-11日、募集終了、米国・イタリア・中国・香港・台湾・タイ・インドネシア・UAE等)</p> <p>※招聘バイヤーは複数のグループに分かれ下記(岩手、栃木、新潟、愛知、京都、鳥取)の商談会にも参加予定。</p> <p>■【全】岩手(14日、募集切1月13日)</p> <p>■【全】京都(14日、募集切1月13日)</p> <p>■【全】鳥取(14日、募集切1月13日)</p> <p>■【全】新潟(15日、募集切1月8日)</p> <p>■【全】愛知(16日、募集切1月13日)</p> <p>■【全】栃木(17日、募集切1月8日)</p>	<p><商談スキルセミナー></p> <p>■大阪市(4日、募集開始2月予定)</p> <p>■山口県・防府市(3月、募集開始2月予定)</p> <p><テーマ別セミナー></p> <p>■【ハラル】大阪市(4日、募集開始2月予定)</p> <p>■【ハラル】鹿児島市(3月、募集開始2月予定)</p> <p>■【米国食品安全強化法】佐賀(16日、募集開始時期調整中)</p> <p><品目別セミナー></p> <p>■【コメ・コメ加工品輸出セミナー】山形(3月、募集開始2月予定)</p> <p>■【コメ・コメ加工品輸出セミナー】青森(3月、募集開始2月初旬予定)</p> <p>■【青果物輸出セミナー】東京(3月、募集開始2月予定)</p> <p>■【青果物輸出セミナー】金沢(3月、募集開始時期調整中)</p> <p><マーケットセミナー></p> <p>■【台湾】東京、秋田、群馬、諏訪、大阪(3月、募集開始2月予定)</p> <p><輸出入門セミナー></p> <p>■愛知県・名古屋市(3月、募集開始時期調整中)</p>

- 【注意事項】
- 本スケジュールは、輸出に関心を有する事業者の皆様への事前の情報提供を目的としたものです。本計画は今後、変更があり得ます。
 - 詳細はジェットロホームページの募集ページを随時ご確認ください。
 - 本件についてご質問(公募開始時期など)等ありましたら、下記問合せ先までご連絡下さい。

お問合せ先: 日本貿易振興機構(ジェトロ) 農林水産・食品部

セミナー、海外商談会: 農林水産・食品課 03-3582-4966

マーケットセミナー、国内商談会、海外見本市: 農林水産・食品事業推進課 03-3582-5546

【花】【木】【茶】関連の事業: 農林産品支援課 03-3582-8348

【水】関連の事業: 水産品支援課 03-3582-8349

【酒】関連の事業: 加工食品・酒類支援課 03-3582-8350

新興市場等におけるマーケティング拠点の設置

海外の百貨店等においてインスタ・ショップを長期間(1~7ヶ月間)設置し、6次産業化商品、日本産農林水産物・食品のテスト販売とプロモーションを行います。

出品された方々には、海外の消費者等の反応をフィードバックします。

【概要】

- 6次産業化商品や「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」で重点品目とした農林水産物・食品を中心に、テスト販売に適した品目を全国から幅広く募集します。
- 店頭での販売時にアンケート調査等を実施し、顧客ニーズを出品された方々にフィードバックします。

【インスタ・ショップ設置国・地域】

- シンガポール（実施中）、マレーシア（実施中）、タイ（実施中）、香港（実施済み）、米国（実施中）
英国（実施中）



インスタショップの設置計画

設置都市	販売予定期間									実施状況
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
シンガポール (7月下旬～平成28年2月)	← 伊勢丹スコッツ店 →									試験販売を実施中(330品目実施)。 商品の募集は終了。
バンコク (7月下旬～平成28年2月)	← 伊勢丹タイランド店 →									試験販売を実施中(197品目実施)。 商品の募集は終了。
クアラルンプール (7月下旬～平成28年2月)	← 伊勢丹KLCC店 →									試験販売を実施中(197品目実施)。 商品の募集は終了。
香港 (8月12日～31日)	↔ AEONコーンヒル店									事業終了(72品目実施)。 試験販売結果を事業者へ報告済。
サンフランシスコ (小売店:10月29日～1月8日) (レストラン:10月、平成28年1月～2月)				● ↑	← Berkeley Bowl →			● ↑	● ↑	試験販売は終了(40品目実施)。 出品した事業者への報告書を作成中。
ロンドン (小売店:11月9日～29日、12月2日～22日) (レストラン:10月、平成28年1月～2月)				● ↑	← Westfield →			● ↑	● ↑	試験販売は終了(82品目実施)。 出品した事業者への報告書を作成中。

- 各インスタショップの公募状況等について御不明な点がございましたら、以下にご連絡ください。
 ジェトロ農林水産・食品課 Tel: 03-3582-4966

総理、農林水産大臣等によるトップセールス

■ 平成26年5月5日

パリでの日仏友好和食レセプション

安倍総理のフランス訪問の際に、パリで和食を紹介するレセプションを実施。
解禁後初となる和牛の料理を提供



■ 平成27年3月14日

国連防災会議和食レセプション

国連防災世界会議に参加されている総勢約1000名近くの世界各国のVIPに対して、安倍総理による、東北産品のPRを実施。



■ 平成27年9月27日 ニューヨークでの和食レセプション

国連総会出席のために訪米されている大統領、副大統領、首相、外相、国際機関関係者等約250名を国連大使公邸に招き、安倍総理による日本産のコシヒカリ(滋賀県産)、和牛(群馬県産)、京野菜漬け物(壬生菜、賀茂なす、ミョウガ)等を使用した寿司で日本産品のPRを実施。



日本産農林水産物・食品の輸出促進イベント(ロンドン)

ロンドンにおいて品目別輸出団体が一堂に会する初めてのプロモーション活動として、セミナー・レセプションを実施し、英国ほか欧州から参集したバイヤーや外食産業関係者などに日本産農林水産物の魅力をPR。

イベントの概要

日時:平成27年5月5日 16:30~20:30
場所:英国(ロンドン)

会場:ロンドン・インターコンチネンタル・ホテル

参加者:バイヤー、小売・外食業者、英政府関係者、プレスなど約400名

第1部 日本食PRセミナー

コメ・コメ加工品、牛肉、水産物、茶及び花きの輸出団体が日本産品の特徴や魅力を解説。

第2部 日本食PRレセプション

日本産品を活用した料理、日本酒や日本産のウイスキーなどを振舞うレセプションを行い、魅力をPR。



セミナーで日本産品の魅力について解説する林前大臣



バイヤーに対して牛肉のスライス肉を手に和牛の魅力をPRする林前大臣



目の前で調理される料理に多くの人が見入る レセプションでの料理(写真は寿司)の実演

出展企業を激励する林前大臣

レセプションで開会挨拶する林前大臣

日本産農林水産物・食品の輸出促進イベント(香港)

香港最大の食品見本市である「香港フードエキスポ2015」及び香港イオンに設置したインスタア・ショップにおいて日本産農林水産物・食品の魅力を紹介。

イベントの概要

日時:平成27年8月12日～14日
場所:香港

■ 香港フードエキスポ2015

香港最大の食品見本市である「香港フードエキスポ2015」に過去最大規模で出展。食材だけでなく、食器や茶室により日本の食文化と一体で販売・PRを実施。林大臣(当時)も出席し、被災地産品の料理実演等を通じ日本産品をPR。

■ インスタア・ショップ

6次産業化商品等の試験販売を実施するインスタア・ショップ(イオン香港コーンヒル店に設置)で、香港フードエキスポに出品した食品を販売し、日本産農林水産物・食品の魅力を紹介。



インスタア・ショップの開幕式に出席



インスタア・ショップの売り場で日本産食品をPR



香港FoodExpo2015開会式に出席する林大臣(当時)



日本産農林水産物をPR



展示された茶室にて日本茶を味わう
フォン香港貿易発展局総裁と林大臣(当時)

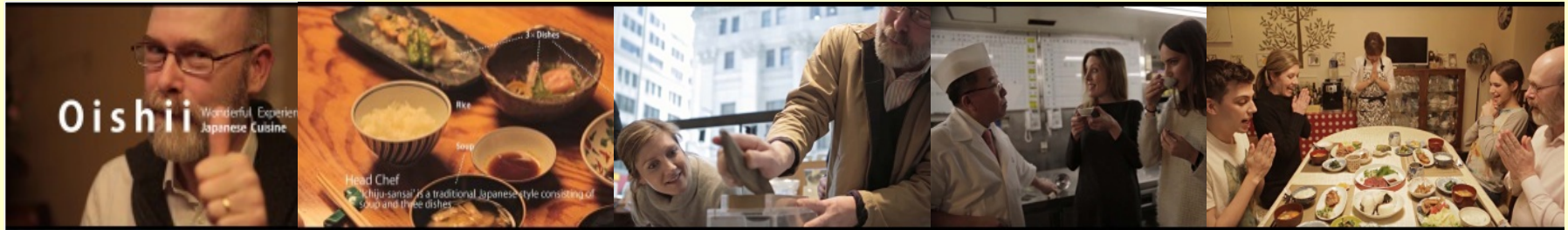


調理実演により被災地産品の
品質や安全性を情報発信

メディアを活用した日本食・食文化の普及

■BBCを活用した、「一汁三菜」をテーマとした日本食・食文化のCMの制作・放映

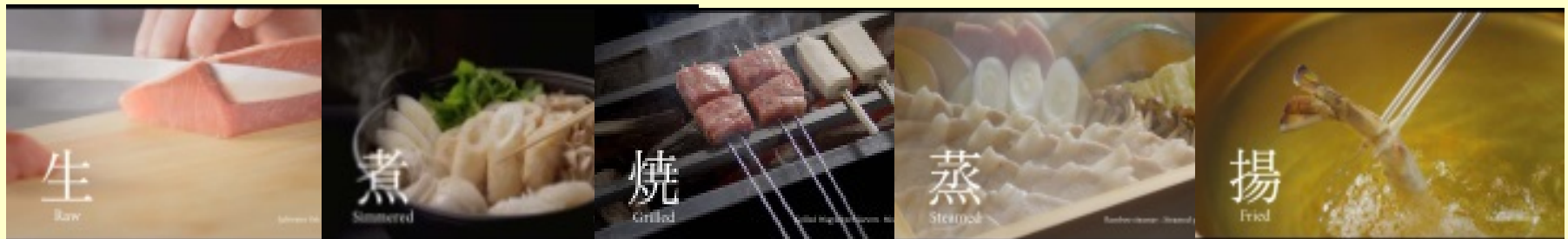
国産農林水産物の輸出促進や認知向上を目的として、海外有力メディアのBBC(英国の公共放送局)を活用し、英国人が訪日観光中に体験した日本食文化の魅力の2分CMを3種類作成し、欧州全土で放映。



平成27年度補正予算(日本食魅力発信輸出促進緊急対策事業【3億円】)

■日本航空(JAL)、全日空(ANA)の機内オンデマンドCMの制作・放映

日本食文化の魅力発信を目的として、「日本に着いたら食べてみたい」、「日本料理がまた食べたい」をテーマに、「生、煮る、焼く、蒸す、揚げる」の料理技法による日本料理紹介の30秒CMを作成し、機内オンデマンド映画の前に放映。



在外公館や海外の日本食レストランの活用による日本食普及

■ 在外公館への日本産新米の贈呈

時期: 2014年11月

内容: 在外公館で開催される天皇誕生日祝賀会などのレセプションで日本産新米の美味しさをPRするため、JA全農、ANAの協力を得て、北米、欧州、アジアの22の在外公館へ日本産新米を提供。



■ 日本食普及の特別親善大使任命

時期: 2015年2月

内容: 日本食・食文化の魅力発信の広告塔として、檀れい(女優)を「日本食普及の特別親善大使」に任命。

また、海外の日本食普及に関するアドバイスを行う日本料理関係者等13名を「日本食普及の親善大使」として任命した。



■ マドリッドのレストランにおける日本食材のメニュー提案

時期: 2015年2月

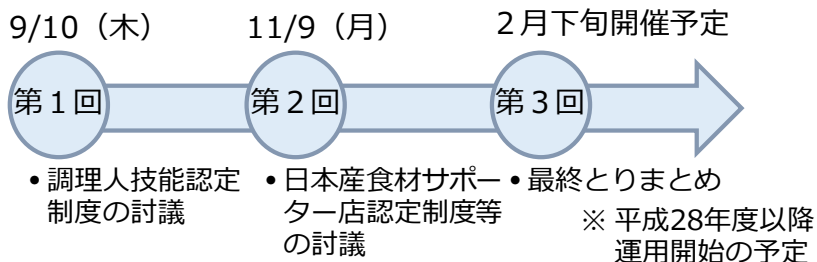
内容: 国際的なシェフ学会であるMadrid Fusion 2015で日本産食材・地域食材と調理法を紹介。Madrid Fusionと同時期に、マドリッド市内のレストランの協力を得て、学会で紹介する食材を使用した特別メニューを提供。現地シェフと日本から参加するシェフが、それぞれメニューを作成し、日本食材の持つ幅広い可能性を提案。



日本食・食文化の普及やブランド確立に向けた取組

- 日本食・食文化の普及やブランド確立に向けた、海外日本食レストランの品質向上のため、海外日本食料理人の日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を民間が自主的に認定する仕組みや、日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けて、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店・小売店を、日本産食材サポーター店として民間が自主的に認定する仕組みを創設する。

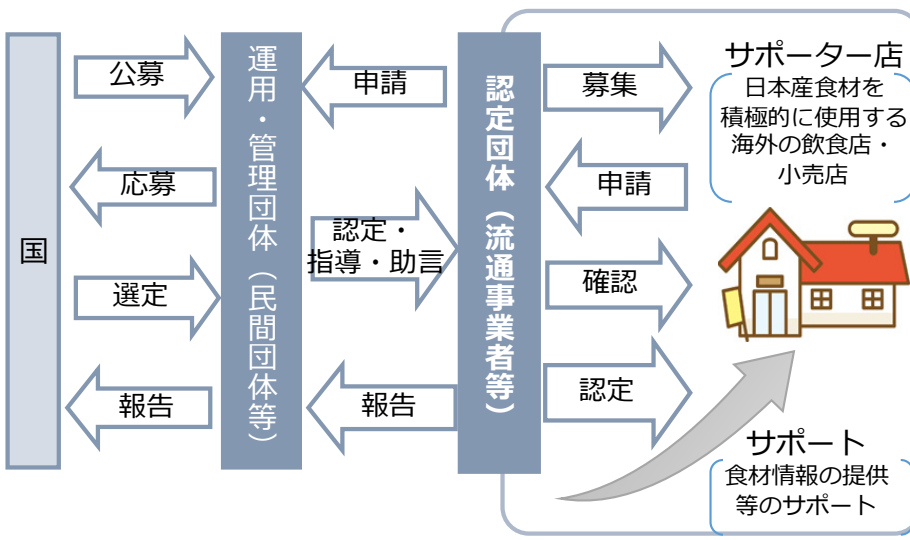
日本食・食文化の普及検討委員会 スケジュール



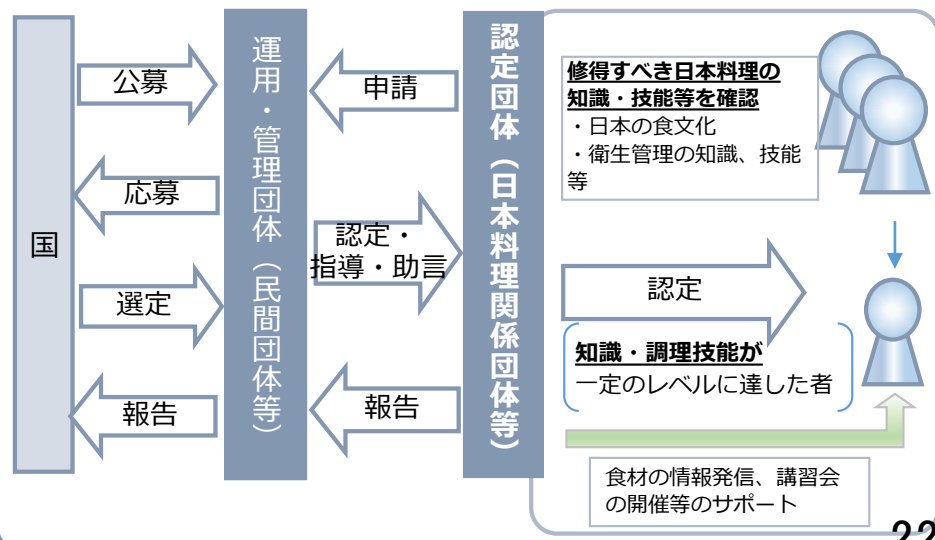
有識者委員

- 麻生 繁 全日本調理師協会 会長
 - 臼井 一起 キックマン株式会社コーポレートコミュニケーション部長
 - 小島弘太郎 一般社団法人全国日本調理技能士会連合会 顧問
 - 風戸 正義 国際すし知識認定協会 代表理事
 - 熊倉 功夫 静岡文化芸術大学 学長
 - 西井 元章 味の素株式会社食品事業本部外食デリカ事業部長
 - 服部 幸應 全国調理師養成施設協会 会長
 - 村田 吉弘 全日本・食学会 団長／日本料理アカデミー 理事長
- 関係省庁等 (内閣官房、外務省、国税庁、経済産業省、観光庁、JETRO、JNTO)

海外における日本産食材サポーター店認定の仕組み



海外における日本料理の調理技能認定の仕組み



新しい介護食品(スマイルケア食)の輸出の取組

- 「新しい介護食品」の考え方を整理し、愛称を「スマイルケア食」に決定。
- 企業、店頭、介護施設、医療機関等が共通して利用できる早見表「新しい介護食品の選び方」を作成。
- 我が国は世界でも抜きん出て介護食品市場が発展しており、国産の農産物等を使った介護食品を、米国・EU・中東・アジアに輸出していく。



【米国でのスマイルケア食の紹介】

サンフランシスコで開催された米国最大級の食品見本市「Winter Fancy Food Show 2015」への出展と、ロサンゼルスでのナーシングホーム(介護サービス付の高齢者施設)での試食会の様子



2015年ミラノ国際博覧会について(2015年5月1日～10月31日)

- 農林水産省及び経済産業省を幹事省、国土交通省を副幹事省とし、ジェトロを参加機関とした体制を整備
- 日本の農林水産業や食を取り巻く様々な取組み、日本食、日本食文化に詰め込まれた様々な知恵や技が、人類共通の課題解決に貢献していくことをアピール
- 万博参加国中、最大規模のパビリオン面積(4,170㎡)で出展

<日本館の概要>



万博日本館のマーク

祝い箸をモチーフにし、EXPOの「E」を形作っている

日本館のテーマ

Harmonious

Diversity- 共存する多様性

建築 多様性のうつわ

日本古来からの知恵と技を現代の日本の最先端技術を用いて応用し、伝統と革新が共存する木材等を活用した日本館を建築。

展示 食生活と農業生産の多様性

自然と共生する「農林水産業」をベースに、深遠な知恵と技とが凝縮された日本の「食」と「食文化」が、持続可能な未来社会を切り拓くことをアピール。

レストラン 理解を共感に変える、日本の食の体験

展示の理解を共感に変えるため、だし等の日本の優れた食を体験できる場として展開。(高級日本食レストランとフードコートを設置)

催事 多くの方々が参加・発信できる行催事の展開

日本食や食文化の多様性を世界へアピールするため、全国の地方公共団体や団体の参画を公募した結果、35自治体、20団体、3官公庁が出展

日本館の「金賞」受賞について

- 会場全体の最終的な総来場者数は2,150万人を超え、日本館にはそのうちの1割強にあたる228万人が来館し、最長10時間の待ち列を記録した最も人気のあるパビリオンの一つ。
- BIE(博覧会国際事務局)が主催し、優秀なパビリオンを決定する褒賞制度(パビリオンプライズ)において、日本館は展示デザイン部門で「金賞」を受賞
- 5年ごとに行われる大規模博覧会における日本館の「金賞」受賞は史上初の快挙



パビリオンプライズ結果 (2000㎡超の自己建築型パビリオン)

部 門	金 賞	銀 賞	銅 賞
展示デザイン	日 本	韓 国	ロシア
テ ー マ	ドイツ	アンゴラ	カザフスタ ン
建 築	フランス	バーレーン	中 国

パビリオンプライズ
金賞受賞

金賞受賞の報告
(茂木名誉会長と)



来館100万人達成
(8月12日／開幕104日目)



来館200万人達成
(10月19日／開幕172日目)



行列の絶えない日本館
(最長10時間待ちを記録)

供給サイド

- 輸出に取り組む事業者向け対策事業
品目別輸出団体、産地間連携等の取組支援
- 高品質な我が国農林水産物の輸出促進緊急対策（平成27年度補正予算）
- 6次産業化による輸出の取組

輸出に取り組む事業者向け対策事業

【平成28年度予算額：842(841)百万円】

平成32年の農林水産物・食品の輸出額目標1兆円を前倒しで達成することを目指し、農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略及び品目別の輸出拡大方針に沿って、ジャパン・ブランドの確立を目指す品目別輸出団体の育成、産地間連携の促進、輸出環境整備等の取組に対し、重点的に支援します。

1 ジャパン・ブランドの確立に向けた取組

品目別の輸出拡大方針に沿って、コメ・コメ加工品(米菓、日本酒を含む)、青果物、花き、茶、畜産物(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳・乳製品)、林産物(木材)及び水産物(水産加工品を含む)の品目別輸出団体が、ジャパン・ブランドの確立に向けて、次の(1)、(2)及び(3)を実施。

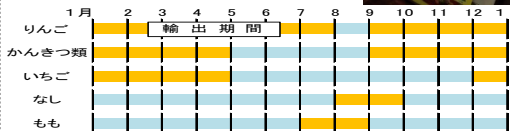
- (1) 輸出拡大方針実行の取組(海外マーケット調査、日本製品のPR、輸出環境課題の解決)
- (2) 国内検討会、海外での販路開拓、販売促進の取組
- (3) 品目別ロゴマークの管理

取組例

○日本食・食文化の普及と一体となったセミナー、料理教室等の開催



○国内検討会、海外販売促進、販路開拓の取組を通じた産地間連携の推進



2 産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、介護食品や機能性食品等の多様な加工食品に関する国内の主要な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体や、地方ブロック規模において複数の品目を取りまとめる団体等が、通年又は長期の安定供給体制の構築等を目的として、次の(1)から(3)までの全部又は一部を行う取組を実施。

- (1) 産地間連携推進国内検討会の開催
- (2) 海外マーケット調査
- (3) 産地間連携等による海外での販路開拓



※ (2)については、(1)と併せて実施することとする。

3 輸出環境整備を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が輸出環境整備を目的として、次の(1)又は(2)の取組を実施。



- (1) 対象国・地域が求める検疫等条件への対応(登録園地査察、ハラール認証等)、国際的に通用する認証の取得・更新(GLOBAL G.A.P.等)を行う取組
- (2) 地域の特産品について、都道府県の協議会等が、当該地域の活性化を目的として、(1)の輸出環境整備に地域一体となって取り組むほか、必要に応じて、多品目混載輸送や輸送コストの低減等を伴う海外販売促進等を行う取組

4 輸出産地等による海外販売促進活動の取組

輸出戦略に掲げる品目等で次の(1)又は(2)の輸出環境が整ったものについて、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、輸出戦略における重点国・地域等への輸出拡大を図るため、海外において、販売促進活動(国際見本市への出展、試食・商談会の開催等)や効果的な広報活動(商品パンフレットの配布等)を実施。

- (1) 原発事故による輸入停止措置が解除され、輸出可能となった都道府県の品目
- (2) 動植物検疫の二国間協議が終了し、輸出解禁となった品目

5 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を行うため、先進的輸送技術(長期間かつ多品目の輸送に耐え得る品質保持技術等)を活用した最適な輸出モデルの開発・実証を実施。

注1: 2の(1)、(2)及び3の(1)における事業実施主体については、民間事業者を含む。
 2: 補助率は、1の(1)及び2の(2)については定額、1の(3)については、4分の3、1の(2)、2の(1)、(3)、3、4及び5については2分の1。

高品質な我が国農林水産物の輸出促進緊急対策

【平成27年度補正予算額 131億円】

輸出促進に向けた緊急対策

【88億円】

品目別輸出団体も活用し、オールジャパンの体制で輸出拡大に向けた取組を支援

コメ・コメ加工品輸出特別支援事業

《主な事業内容》 【12億円】

- 共同での精米・くん蒸や包装米飯形態での輸出などの取組実証
- プロモーション活動の強化
- 包装米飯輸出促進
- 米輸出拡大のための実践的調査



畜産物輸出特別支援事業

《主な事業内容》 【10億円】

- モモ肉・バラ肉等の多様な部位の輸出に向けた実践的な調査
- LL牛乳の共同輸送を始めとする牛乳製品の冷凍・輸送技術の実証
- 海外でのプロモーション活動の強化



青果物輸出特別支援事業

《主な事業内容》 【5億円】

- 植物検疫条件を満たすのに必要な機材の整備
- 輸出先国の残留農薬基準に対応した防除暦の作成
- 低温貯蔵・輸送技術の実証等によるコールドチェーンの確立



茶輸出特別支援事業

《主な事業内容》 【2億円】

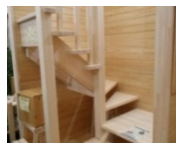
- 新たな抹茶加工技術の実証
- 輸出相手国における日本と同等の残留農薬基準の設定



木材製品輸出特別支援事業

《主な事業内容》 【1億円】

- 日本の加工技術を活かした木材製品のブランド化
- 輸出先国における販売促進活動



水産物輸出拡大緊急対策事業

《主な事業内容》 【55億円】

- 大規模な拠点漁港において、共同利用施設等を整備
- 水産加工施設のHACCP基準を満たすための改修整備や機器整備の支援
- プロモーション活動等の実施



6次産業化による輸出の取組

- 6次産業化については、農林漁業者が自ら生産した農林水産物を活用した新商品を開発する取組や、既存の販売ルートではなく、新たな販路を開拓する取組等が進められているが、近年は、国内での販売だけでなく、輸出に取り組む事業者もでてきている。
- そのような事業者の取組を後押しするため、6次産業化プランナーによるアドバイス、6次産業化ネットワーク活動交付金による補助や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等による支援を措置。

6次産業化ネットワーク活動交付金

- ・ 農林漁業者等が輸出向けの新商品開発や販路開拓等を行う場合、必要な経費の一部を都道府県等を通じ補助
(支援内容)
- ・ 新商品の試作品やパッケージデザインを開発するための資材購入費、成分分析等検査費、海外の商談会への出展経費など

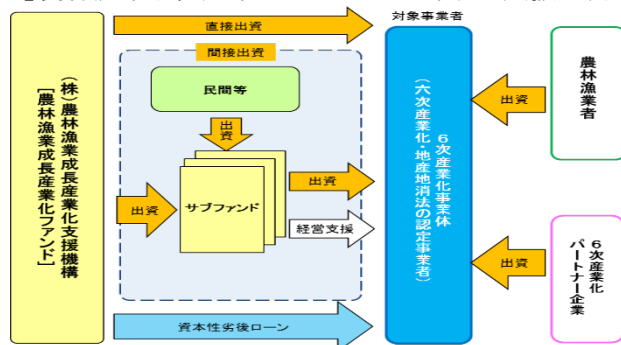
※ 補助率

市町村の6次産業化戦略あり 1/2以内
市町村の6次産業化戦略なし 1/3以内

農林漁業成長産業化ファンド

- ・ 農林漁業者が主体となって、流通・加工業者等とも連携して輸出に取り組む6次産業化事業体に対し、出資等を実施
※出資決定案件81件中、輸出関連11件(平成28年1月15日現在)

【農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ】



6次産業化プランナーによるアドバイス

- ・ 中央・都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、海外での販売や加工・製造に知見を有するプランナーが、輸出向けの6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して新商品開発や海外マーケティングに関するアドバイスを実施

輸出の取組事例

(農林漁業成長産業化ファンドの出資)

ジャパンホートビジネス 株式会社【千葉県富里市】

千葉県を中心に全国各地から調達した、植木、盆栽を、欧州、アジアや中南米等輸出する事業。



(中国における盆栽)



(EU向け盆栽の育成)

株式会社みずほジャパン【茨城県つくば市】

茨城県で農産物直売所に出荷を行っている農業者等が生産する農産物を海外(タイ等)に輸出する事業。



直売所「みずほの村市場」
年間の来場者数は約30万人



現地店舗(バンコク店)の様子

- 輸出戦略実行委員会卸売市場部会の活動の概要(平成27年度)
- 国際農産物等市場構想推進事業
- 宅配・予約販売方式による香港への国産農産物等の輸出モデル

平成27年度 卸売市場部会の活動概要

卸売市場部会の目的

卸売市場部会では、農水産物の集荷・販売における主要拠点である卸売市場について、その輸出に果たす役割を確認し、卸売市場を拠点とした輸出促進のために取り組むべき課題を整理するとともに、卸売市場を拠点とした輸出促進方策をまとめる。

背景・実施概要

27 年 度	背景	<ul style="list-style-type: none">■ 日本の農林水産物・食品の輸出額を平成32年までに1兆円とする目標達成のためには、国産青果物の概ね9割が経由する卸売市場を活用することが効果的であり重要。■ 一方で、卸売市場を拠点とした輸出促進のために取り組むべき課題として、代金決済リスクの軽減、海外の卸売市場・会社との連携可能性、品質管理及び鮮度保持のための施設整備、輸出手続きの簡素化等が挙げられている。
	目的	<ul style="list-style-type: none">■ 上記課題の精査、国際農産物等市場構想推進事業の取組を踏まえ、国際農産物等市場構想展開のための戦略の検討を行う。

実施事項

1	小規模な事業者は代金決済におけるリスクにより、輸出に踏み切れないというケースもある中、既存輸出事業者の取組を中心に調査する。
2	輸出手続きの簡素化の実現方法、特に大量集荷による検疫検査等の一元化などについて調査を行い、課題を整理する。また、並行して多品目輸出について検討する。
3	国際農産物等市場構想推進事業の取組の検証を行う。
4	上記を踏まえ、国際農産物等市場構想展開のための戦略の検討を行う。

国際空港近辺の卸売市場の輸出拠点化

- 日本の農林水産物・食品の輸出額を平成32年までに1兆円とする目標達成のためには、卸売市場を活用することが効果的であり重要。
- 特に、国際空港近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農林水産物等の輸出促進の拠点（国際農産物等市場）となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待される。

対応方向

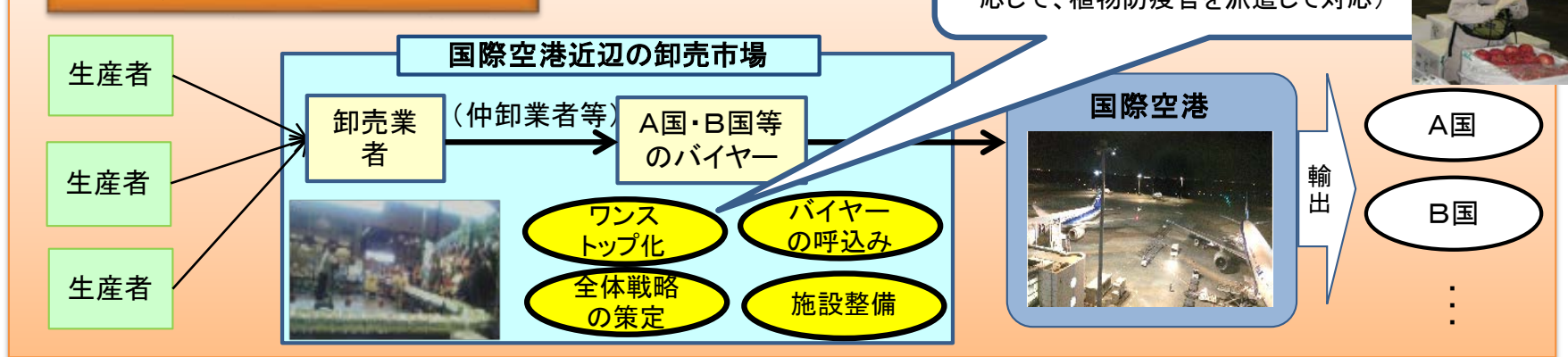
検疫や輸出証明など輸出に係る手続きの**ワンストップ化**による輸送日数の短縮

配送・在庫管理・トレーサビリティ等に係るICTの利活用を含むフィジビリティ調査や国内外の関係者の意向調査による**海外バイヤーの呼び込み**

輸出戦略実行委員会の中に卸売市場部会を設置し、国際農産物等市場構想展開のための**全体戦略を検討**

輸出拠点化に向けたHACCP対応等高度な品質管理機能等に対応した**施設の整備**

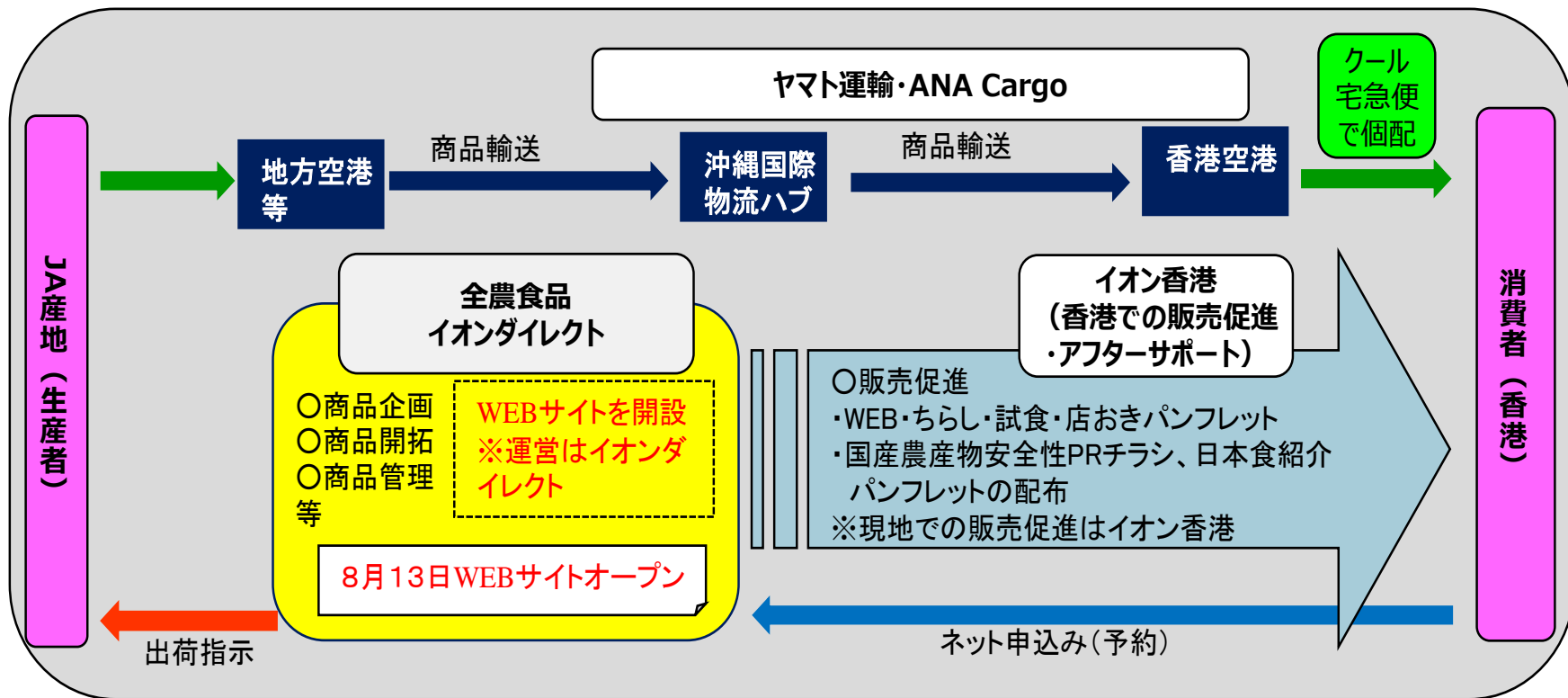
【国際農産物等市場のイメージ】



日本の農林水産物・食品の輸出額を拡大（平成32年に1兆円）

宅配・予約販売方式による香港への国産農産物等の輸出モデル

農林水産省が検討していた農産物等輸出モデルに賛同したイオンダイレクト株式会社、全国農協食品株式会社、ヤマト運輸株式会社、株式会社ANA Cargoの4社が連携し、香港の消費者向けに宅配・予約販売方式により、高品質で新鮮な旬の果物等を、ロットをまとめ輸出する取組を8月13日から開始。



香港Food Expo 2015(8/13 ~17)

4社は本取組の周知を図るため、販売対象である果物の試食、チラシやパンフレットの配布を実施。



<対象商品>

果物、米等の日本食材



物流

- 輸出戦略実行委員会物流部会の活動の概要(平成27年度)
- 農畜産物輸出拡大施設整備事業
水産物輸出拡大緊急対策事業
- 農林水産技術会議事務局： 農林水産物の輸出に係る技術的課題と対応

平成27年度 輸出戦略実行委員会物流部会の活動概要

物流部会の目的

農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を達成するためには、混載等の方法により、物流コストの低減を図っていくことが大きな課題の一つ。物流部会では、農林水産物・食品の輸出に係る物流の課題を整理、検討し、物流の効率化・高品質化を目指していく。

背景・実施概要

27年度	背景	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020年に1兆円の輸出目標を達成するためには、航空・海上の各輸送機関の特性を活用し、最適な輸送方法を選択できる環境を整備する必要がある。 ■ 特に、低コスト・大量輸送が可能な海上輸送については、鮮度保持が大きな課題となっている。
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際輸送に関わる課題を解決する技術や事例を集め、公開することで、生産者・事業者が品目やニーズに応じた最適な輸送方法を選択できるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 特に、低コスト・大量輸送が可能な海上輸送において鮮度保持が課題となっているため、鮮度保持に関する輸送技術・機材を重点的に調査、整理する。 ● 開発段階・実証段階のものだけでなく、実用段階の事例を紹介する。 ● 国際輸送を利用したことがない生産者・事業者に対し、輸出に踏み出すきっかけとする。国際輸送時の鮮度保持に取り組み、有用な技術を求めている生産者・事業者のニーズに合った情報を提供する。 ● 買受側の実情・ニーズに応じた技術・機材に関する情報を提供する

実施事項

1	<p>「農林水産物・食品の輸出の技術・事例集～国際輸送の選択肢を広げるために～」(仮称)の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主な内容案 <ul style="list-style-type: none"> ● 本書の使い方 (品種別特性等の基本情報を含む) ● 輸送技術集 (コンテナ、緩衝包装、防振パレット、フィルム梱包、窒素充填等) ● 輸送事例集 (貨物積付、輸送品目、混載組合せ、経路、日数、使用技術、コスト等)
2	<p>同技術・事例集の生産者・事業者等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主な周知対象(想定する読み手) <ul style="list-style-type: none"> ● 食品に有効な鮮度保持技術を求めている生産者・事業者等 ● 国際輸送を利用したことがない生産者・事業者等 ■ 主な周知方法 <ul style="list-style-type: none"> ● 農水省、国交省のHPへの掲載 ● 簡易版(リーフレット)の作成 ● 品目別の輸出促進団体を通じた生産者・事業者への配布 ● 輸出先国の輸入者等への説明に活用 等

「攻めの農林水産業」を実現するため、輸出の拡大や高品質・高付加価値化に資する生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援します。

- ・補助対象 共同利用施設整備、卸売市場施設整備
- ・交付率 都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
- ・事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

・事業の流れ:

```
graph LR; A[国] -- "②集約し要望" --> B[都道府県]; B -- "①県が把握" --> C[農業者の組織する団体等]; C -- "④事業採択" --> D[一括配分③]; D --> A;
```

(施設例)

HACCP対応食肉施設

米国、EU等は牛肉施設についてHACCP対応を要求

CA貯蔵施設

輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築

コールドチェーン対応卸売市場施設

外気と遮断された温度管理可能な卸売市場施設とすることで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保

水産物輸出拡大緊急対策事業

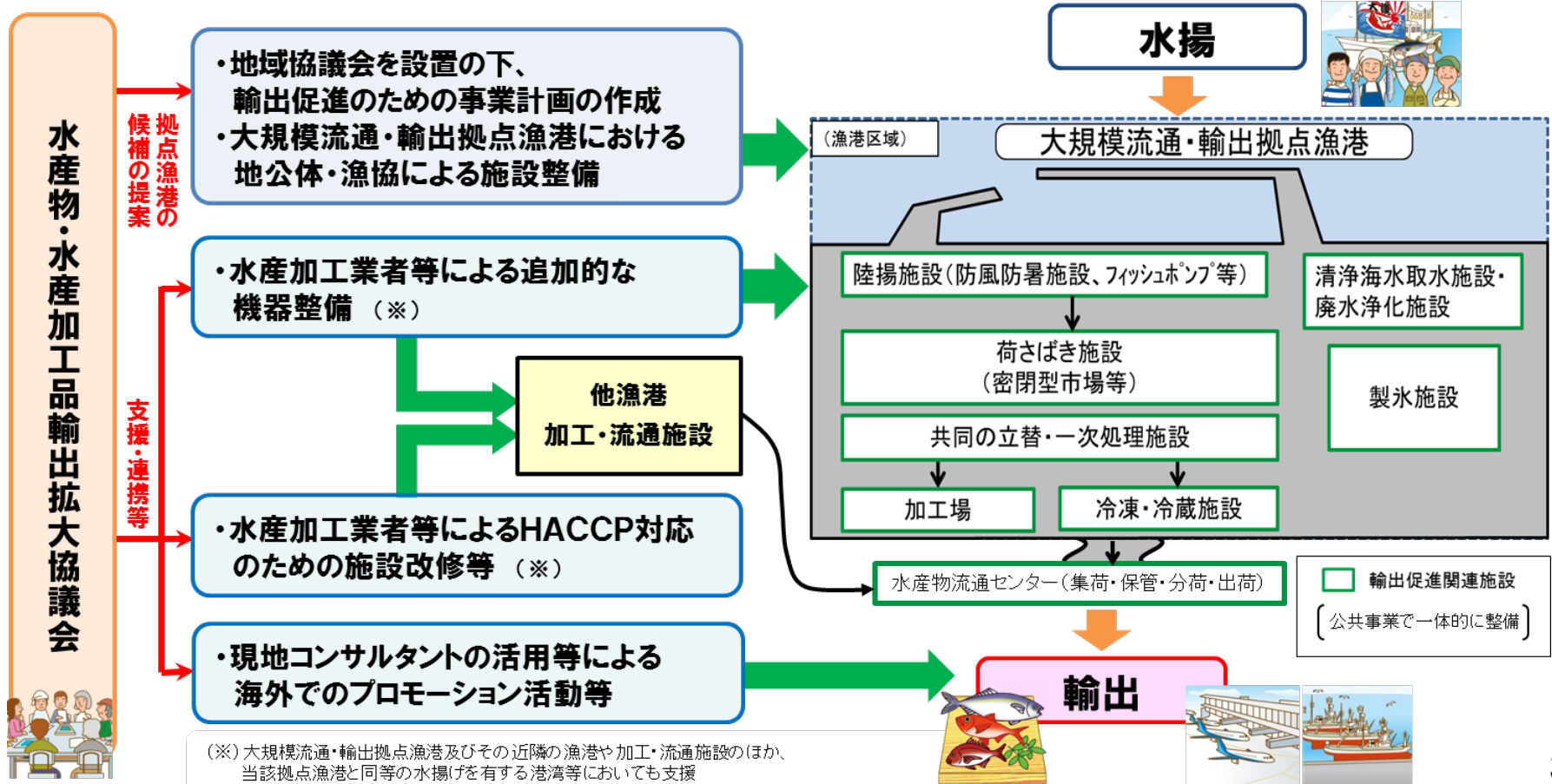
【平成27年度補正予算額：5,500百万円】

〔うち 公共 3,000百万円
非公共(ハード) 2,000百万円 (ソフト) 500百万円〕

水産物の輸出戦略に基づき、水産物・水産加工品輸出拡大協議会の主導の下、輸出促進による競争力強化を図るため、

◆**水産物輸出促進緊急基盤整備事業〈公共〉** 大規模流通・輸出拠点漁港(特定第3種漁港等)を核とした地域で、周辺の産地からの水産物も取り込み、一貫した高度衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な施設を一体的に整備(輸出体制を短期間に構築するため、荷さばき施設、製氷施設等を公共事業で支援)

◆**水産物輸出促進緊急推進事業** 輸出先国のHACCP基準に対応するための水産加工・流通施設の改修等の支援、輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備の支援、海外でのプロモーション活動等を実施



農林水産物の輸出に係る技術的課題と対応

- 農林水産物の輸出に当たっては、特に青果物や水産物に係る輸送時の品質低下や輸出先国の検疫等に対応することが必要。
- このため、輸出先国の嗜好に応じた産品開発に加え、輸送コストを低減し品質を保持する技術や、輸出先国の検疫条件に対応した防除技術の開発等を実施。

技術的課題

研究開発事例(開発中のものを含む)

品質保持・
輸送コスト低減

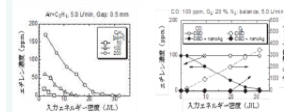
- ① 船舶輸送の活用による輸送時間の長時間化
 - ・経時変化による品質低下
- ② 大ロット化による混載頻度の高まり
 - ・品目によって異なる最適温度
 - ・青果物のエチレンガスによる品質低下

高い品質を保持する温度管理技術の開発



船舶輸送用エチレン除去技術の開発

●プラズマ放電によるエチレン分解



- ① 短時間でエチレンを分解
- ② 触媒等による副産物除去



エチレン分解装置を輸送コンテナに設置したところ、エチレン除去によるカキの品質保持効果を確認

輸出先国の
検疫対応

- ③ 輸出先国の検疫条件への対応
 - ・ポストハーベスト農薬の使用量低減
 - ・収穫後の病虫害の迅速な発見
 - ・玄米等穀類の発芽抑制

臭化メチルくん蒸に代わるポストハーベストくん蒸技術(果実等)



臭化メチルくん蒸の全廃に対応した害虫駆除の代替技術

輸出環境課題

- 輸出環境課題 総論
 - ・ 輸出戦略実行委員会輸出環境課題部会の活動の概要(平成27年度)
 - ・ 優先的に取り組むべき輸出環境課題
- 放射性物質に係る輸入規制の概要
- 動植物検疫の状況
 - ・ 動物検疫の状況
 - ・ 植物検疫の状況
 - ・ おみやげの持ち帰りに向けた取組
- 残留農薬基準への対応
- 農業生産工程管理(GAP)について
- HACCP(ハサップ)について
 - ・ HACCPの導入に向けた支援
- FSMA(米国食品安全強化法)について
- (加工食品の輸出促進のための)既存添加物について
 - ・ 輸出戦略実行委員会既存添加物分科会(平成27年度)検討内容
- ハラールについて
 - ・ 輸出戦略実行委員会ハラール部会の活動の概要(平成27年度)
 - ・ ハラール対応における現在の課題と農林水産省の支援措置
- 地理的表示保護制度
- フードバリューチェーンについて

平成27年度 輸出戦略実行委員会輸出環境課題部会の活動概要

輸出環境課題部会の目的

輸出戦略上の重点品目*に係る輸出環境課題(例:原発事故に伴う輸入規制、動植物検疫)、それらのうち優先的に取り組むべき課題、進捗状況等を整理・検証する。

* 加工食品、水産物、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶

背景・実施概要

27 年度	背景	<ul style="list-style-type: none">■ 事業者が輸出したいと考える国・地域において、原発事故に伴い日本産農林水産物・食品の輸入規制措置が導入されている国や、動植物検疫上の理由から日本産農林水産物・食品の輸入が禁止されている国がある。このような輸出環境課題について、平成26年度は優先的に取り組むべき課題、進捗状況等について整理した。■ 品目横断的に取り組むべき輸出環境課題のうち、FSMA、ハラール等については、部会を設置して取り組んでいるが、その他の課題(知的財産侵害等)についても、その対応を検討していく必要がある。
	目的	<ul style="list-style-type: none">■ 重点品目に係る輸出環境課題について国や事業者が解決するよう取り組んでいるが、その取組状況を整理し、新たに取り組むべき課題についても整理する。■ 品目横断的な課題として、知的財産侵害への対策等について整理・検討する。

実施事項

1	品目別部会ならびに輸出環境課題部会において、輸出環境課題への取組及び進捗状況を検証し、今後の取組事項について整理し、輸出環境課題表を更新する。
2	知的財産を活かした輸出促進について整理・検討する。

優先的に取り組むべき輸出環境課題について

輸出戦略実行委員会において、輸出環境整備に係る約150の課題を整理し、約40の課題に最優先で対応。

放射線物質規制	放射線物質検査証明書の要求の解除 【韓国】 コメ・コメ加工品、水産物 【香港】 青果物、牛肉、水産物 【EU】 コメ・コメ加工品
	輸入停止品目の解除 【韓国】 水産物 【中国】 コメ・コメ加工品、牛肉、加工食品、林産物(きのこ類)、水産物 【台湾】 コメ・コメ加工品、青果物、茶、牛肉、加工食品、水産物 【香港】 青果物、加工食品
	輸入停止施設の解除 【ロシア】 水産物
検疫関係	乳・乳製品の輸入停止の解除□ 【中国】 加工食品
	畜肉エキス(豚・鶏)の使用許可 【米国】 加工食品
	検疫条件の設定(りんご) (青果物) 【ベトナム】
	生産地域の追加(かんきつ類) 【タイ】 青果物
	植物由来食品の生産国認定 【インドネシア】 青果物
	日本産牛肉の輸入禁止解除 (牛肉) 【台湾】 【インドネシア】 【ロシア】
	月齢制限の撤廃 (牛肉) 【タイ】 【香港】
残留農薬	残留農薬基準への対応 【香港】、【台湾】 青果物、茶 【EU】、【米国】 茶
既存添加物	既存添加物(クチナシ、ベニバナ、ベニコウジ)の使用許可 【EU】、【米国】 加工食品
その他	園芸作物の輸入ライセンスの取得 【インドネシア】 青果物
	植物品種保護のための法制度の整備及び運用の強化 【中国】 花き

※ □ は、輸出戦略実行委員会(2014年11月)後に解決・進捗した課題。

輸出環境課題の解決に関する取組

- 2015年4月に初めて、市場アクセス以外の輸出環境課題(動植物検疫、放射性物質に係る輸入規制、食品安全基準等)をまとめた「農林水産物・食品輸出環境課題レポート」を作成、公表。
- 優先順位をつけて課題解決に取り組んでおり、逐次以下のような成果が出てきている。

EUにおける放射性物質に係る輸入規制の緩和

本年1/9、EUは福島県産品を含め、大幅に輸入規制緩和。

平成26年4月1日～平成28年1月8日

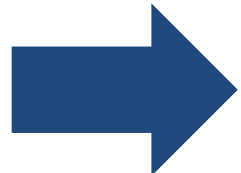
平成28年1月9日以降

□ : 規制緩和

- : 検査証明書
- : 産地証明書
- : EU側でのサンプル検査

品目\産地	福島	岩手	宮城	茨城	栃木	群馬	千葉	秋田	山形	長野	山梨	新潟	静岡	青森	埼玉	その他
米	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
大豆	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
水産物(活魚、海藻、ホタテ除く)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
活魚、海藻、ホタテ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
柿	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
果実(柿を除く)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野菜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
牛乳・乳製品 ※1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
食肉 ※1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
茶	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
そば	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
きのこ類	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
山菜 ※2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
検査証明対象の産地・品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料 ※3	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
その他の食品及び飼料	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

品目\産地	福島	岩手	宮城	茨城	栃木	群馬	千葉	秋田	山形	長野	山梨	新潟	静岡	青森	埼玉	その他
米	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
大豆	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
水産物(活魚、海藻、ホタテ除く)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
活魚、海藻、ホタテ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
柿	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
果実(柿を除く)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
野菜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
牛乳・乳製品 ※1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
食肉 ※1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
茶	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
そば	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
きのこ類	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
山菜 ※2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
検査証明対象の産地・品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料 ※3	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
その他の食品及び飼料	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■



- ※1 牛乳・乳製品、豚肉、鶏肉等は、動物検疫上輸入が不可。
- ※2 山菜のうち、①タケノコ・タラノキ(タラの芽)・ゼンマイの山梨、新潟及び静岡県産は、産地証明書で可。
- ②フラビ・クサソテツの秋田、山形、長野、山梨、新潟及び静岡県産は、産地証明書で可。
- ③フキ・フキトウの岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、秋田、山形、長野、山梨、新潟及び静岡県産は、産地証明書で可。
- ④ウワバミソウは、輸入規制撤廃。
- ※3 検査証明書対象の産地・品目の使用割合が50%を超える製品は、製造地(都道府県)にかかわらず検査証明書が必要。

- ※1 牛乳・乳製品、豚肉、鶏肉等は、動物検疫上輸入が不可。
- ※2 山菜のうち、①タケノコ・タラノキ(タラの芽)・ゼンマイの山梨、新潟及び静岡県産は、産地証明書で可。
- ②フラビ・クサソテツの秋田、山形、長野、山梨、新潟及び静岡県産は、産地証明書で可。
- ③フキ・フキトウの岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、秋田、山形、長野、山梨、新潟及び静岡県産は、産地証明書で可。
- ④ウワバミソウは、輸入規制撤廃。
- ※3 検査証明書対象の産地・品目の使用割合が50%を超える製品は、製造地(都道府県)にかかわらず検査証明書が必要。

その他の国の例

【規制措置が完全撤廃された国(計16カ国)】

カナダ (2011年6月13日)	メキシコ (2012年1月1日)	セルビア (2011年7月1日)	ベトナム (2013年9月1日)
ボリビア (2015年11月16日)	ギニア (2012年6月22日)	ミャンマー (2011年6月16日)	マレーシア (2013年3月1日)
チリ (2011年9月30日)	コロンビア (2012年8月23日)	タイ (2015年5月1日)	ニュージーランド (2012年7月15日)
ペルー (2012年4月20日)	エクアドル (2013年4月3日)	イラク (2014年1月9日)	オーストラリア (2014年1月23日)

【最近の輸入規制緩和の例】

- ロシア(2015年7月)
輸入停止(8県の水産物) → 青森県を解除
- 米国(2014年12月、2015年3・4・5・8月、2016年1月)
主に日本国内の出荷制限品目の変更に合わせて、一部の品目の輸入停止を解除

主な輸出先国・地域における放射性物質に係る輸入規制の概要

香港

品目	都道府県	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	その他
野菜・果実							
牛乳・乳飲料・粉ミルク							
食肉							
家禽卵							
水産物							
上記以外の食品【酒類・飼料を含む】							

- : 輸入停止
- : 政府機関発行の放射性物質検査証明書を要求
- : 香港側でサンプル検査を実施

台湾

品目	都道府県	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	岩手	宮城	埼玉	東京	静岡	愛知	大阪	愛媛	その他
水産物															
野菜・果実															
牛乳・乳製品・乳児用食品															
穀物															
茶・茶製品															
食肉															
野生鳥獣															
キャンディー・ビスケット・穀類調製品															
上記以外の食品(酒類を除く)															

- : 輸入停止
- : 放射性物質検査報告書(2015年5月15日以降の規制強化)
- : 産地証明書(2015年5月15日以降の規制強化)

※放射性物質検査報告書、産地証明書を要求の他、台湾側でサンプル検査(又は、全ロット検査)を実施

中国

品目	都道府県	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	新潟	長野	その他
水産物												
野菜・果実												
牛乳・乳製品												
穀物												
茶・茶製品												
食肉												
野生鳥獣												
酒類												
上記以外の食品												
飼料												

- : 輸入停止
- : 政府機関発行の放射性物質検査証明書を要求
- : 政府機関発行の産地証明書を要求

※10都県以外の野菜・果実、牛乳・乳製品、茶・茶葉等については、放射性物質の検査項目が未合意のため、事実上輸入停止状態

韓国

品目	都道府県	北海道	青森	岩手	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	愛知	三重	愛媛	熊本	鹿児島	その他
水産物		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
きのこ類		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
山菜		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
野菜・果実		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
牛乳・乳製品		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
穀物		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
茶・茶製品		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
食肉		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
野生鳥獣		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
酒類		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
上記以外の食品		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
飼料		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄
養魚用飼料・魚粉		黄	赤	赤	赤	黄	赤	赤	赤	赤	黄	赤	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄

- : 輸入停止
- : 輸入停止(日本国内で1度でも出荷制限対象となった品目)
- : 政府機関発行の放射性物質検査証明書を要求
- : 政府機関発行の産地証明書を要求

※韓国側の検査で、少しでもセシウム、ヨウ素が検出された場合にはストロンチウム、プルトニウム等の検査証明書を追加で要求

- 「日本再興戦略」に掲げられた農林水産物・食品の輸出目標を達成するため、国別・品目別輸出戦略(注)に基づき、検疫協議を戦略的に実施。
- 〔 輸出解禁協議等を行う品目については、ジャパンブランドによるマーケティングを行う観点から、輸出戦略実行委員会(注)において優先順位付けを行い、戦略的に検疫交渉を実施。〕
- 輸出には動物検疫以外に、相手国の食品安全条件(HACCP、放射性物質等)をクリアする必要。

輸出解禁に係る技術的協議の流れ

(平成28年1月27日現在)

相手国への解禁要請

相手国における疾病の
リスク評価等の実施

検疫条件の協議

輸出解禁

平成28年1月27日現在、
解禁要請済みの国・地域名

ペルー、チリ、アルゼンチン

平成28年1月27日現在、
相手国で疾病のリスク評価等が実施
されている国・地域名

豪州、イスラム圏(マレーシア、
サウジアラビア)、中国、台湾、
他

これまで解禁された国・地域名

豪州(常温保存可能品)、米国、カナダ、シンガポール、メキシコ、ニュージーランド、ベトナム、EU、香港、マカオ、タイ、フィリピン、UAE、カタール、インドネシア、ロシア、バーレーン、ベラルーシ、ミャンマー、ブラジル 他

赤字: TPP加盟国

※ 太字: 輸出環境課題における優先的に対応する国・品目

検疫条件の緩和等その他の案件

平成28年1月27日現在、協議中の案件

- ・ 輸出牛肉の月齢条件緩和に向けた協議(タイ、マカオ)
- ・ 経由地(荷物の積替え)条項の改正協議(タイ)

これまで緩和された案件

- ・ 香港向け牛肉月齢制限撤廃
- ・ 米国向け冷凍牛肉の輸出
- ・ 豪州向け常温保存可能な牛肉製品の輸出
- ・ シンガポールへのお土産牛肉・豚肉等の輸出

1. 現在、輸出が可能な主な品目及び国・地域

(平成28年1月29日現在)

品目	国・地域	貿易量(平成27年)
牛肉	香港、マカオ、タイ、シンガポール、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、タジキスタン、モンゴル、UAE、カタール、バーレーン、EU、ロシア、米国、カナダ、メキシコ、ブラジル※ ¹ 、ニュージーランド、豪州(常温保存可能牛肉製品)※ ² 等	1,606トン(110億円)
豚肉	香港、マカオ、台湾、シンガポール、ベトナム、カンボジア、ドバイ等	1,497トン(8億円)
家きん肉	香港、ベトナム、カンボジア等	9,031トン(17億円)
殻付き家きん卵	香港、台湾、シンガポール等	2,308トン(6億円)
育児用粉乳	香港、マカオ、台湾、ベトナム、パキスタン等	3,243トン(53億円)
牛皮	香港、台湾、韓国、タイ、ベトナム	8,738トン(25億円)
豚皮	香港、台湾、韓国、タイ、フィリピン、ベトナム	65,638トン(90億円)

資料:財務省「貿易統計」

※¹ 地方自治体及び動物検疫所への通知後、証明書の発行が開始され、実際の輸出が可能となる。※² 牛肉の貿易量には含まない

2. 現在、輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

○牛肉:豪州、台湾、中国、韓国、マレーシア、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ、アルゼンチン

○豚肉:EU、米国、韓国、タイ、フィリピン

○家きん肉:EU、米国、ロシア、台湾、中国、韓国、マカオ、シンガポール、フィリピン、マレーシア、モンゴル、パキスタン

○家きん卵:EU、米国、ロシア、マカオ、韓国、フィリピン、マレーシア

○乳・乳製品:中国

○牛・豚原皮:中国

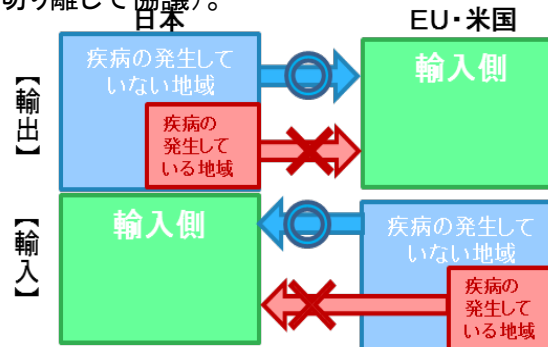
- 宮崎県で口蹄疫が発生した際には、牛肉の輸出が即時全面的に停止(米国向け牛肉は、輸出再開まで2年4か月)。
- 平成27年3月以降、米国等と口蹄疫などの疾病が発生しても、牛肉等の輸出が全面停止とならないよう、停止範囲を州や県等の地域単位に限定することを予め決めておくための協議を開始。

現状

- 家畜疾病が発生した場合、畜産物輸出は即時全面ストップ。
(宮崎県での口蹄疫の発生(平成22年)により、米国向けの牛肉輸出は2年4か月間ストップ)
- 周辺地域では、家畜疾病が多発する中で、訪日外国人旅行者の過半を占める中国・韓国・台湾からの観光客は急増し、国内への侵入リスクが高まっている。
韓国:平成26年1月以降、鳥インフル350件以上、口蹄疫150件以上発生
台湾:平成27年1月以降、鳥インフル950件以上発生(春以降、ツバメが日本に飛来)
中国:平成27年1月以降、鳥インフル10件、口蹄疫3件発生。また平成26年以降、40人以上のヒトが鳥インフルエンザで死亡。
- 昨シーズン、国内では鳥インフルが5件、口蹄疫0件に封じ込め。
- なお、米国では平成26年12月以降、鳥インフルが200件以上発生

対応方向

米国・EUに対し、家畜疾病が発生した場合に輸入停止地域を発生地域に相互に限定する動物検疫システムの相互認証に向けた専門家協議を開始(日EU・EPA交渉と切り離して協議)。



効果

万が一、国内で家畜疾病が発生した場合でも、我が国からの畜産物輸出の全面ストップを回避。また、EU・米国において疾病が発生した場合でも、貿易上の混乱を回避。

アジア国際連携

アジア周辺地域(韓国、台湾、中国等)と家畜疾病に関する連携及び水際検疫を強化する。

- 平成27年9月、日中韓農業大臣が越境性動物疾病への対応に関する協力覚書に署名
- 平成27年11月、韓国において口蹄疫・鳥インフルに関するシンポジウム開催



- 周辺諸国の疾病低減
 - 水際での未然防止
- 等により、国内の生産現場(畜産農家)への侵入リスクが低減

➤ 「日本再興戦略」に掲げられた農林水産物・食品の輸出目標を達成するため、国別・品目別輸出戦略に基づき、検疫協議を戦略的に実施。

〔 輸出解禁協議等を行う品目については、ジャパンブランドによるマーケティングを行う観点から、輸出戦略実行委員会※において優先順位付けを行い、戦略的に検疫交渉を実施。 〕

→ 輸出には、植物検疫以外に、相手国の食品安全条件(残留農薬基準、放射性物質等)をクリアする必要

輸出解禁に係る植物検疫協議の流れ

(2016年1月現在)

※ 「国別・品目別輸出戦略」に基づきオールジャパンでの輸出促進の司令塔として各重点品目の団体等で構成される委員会

科学的知見に基づき、植物検疫担当部局間で技術的協議を実施。

相手国への解禁要請

相手国における病害虫リスクアナリシスの実施

検疫条件の協議

輸出解禁

・台湾 トマト

・豪州 もも、初列ン
 ・中国 ぶどう等
 ・インド りんご、なし
 等

・**米国** 柿

・**中国** 精米(精米施設等の追加指定)

・**豪州** 玄米(検疫条件の設定) 等

最近解禁(条件緩和)された品目

・**タイ** **かんきつ類輸出生産地域の追加**
 (2016年)

・**ベトナム** りんご(2015年)

・**米国** うんしゅうみかん(2014年)

・**豪州** ぶどう(2014年)
 うんしゅうみかん(2009年)
 ・**タイ** いよかん等かんきつ7品目(2011年)
 ・**中国** 精米(2008年)

※ **赤字**: TPP加盟国

※ **太字**: 優先的に検疫協議を行うもの、

□: 輸出環境課題における優先的に対応する国・品目48

出典:財務省「2014年貿易統計」(単位:百万円)

	国・地域	輸出 順位 (注)	リンゴ	かんキツ 類	ナシ	モモ	ブドウ	カキ	イチゴ	メロン	ナガイモ	精米	緑茶 (製茶)
アジア	台湾	3	6,776	170	234	313	458	8	48	7	1,381	136	583
	香港	1	1,319	125	251	493	390	54	375	134	0	311	238
	シンガポール	8	54	55	8	15	39	5	6	6	227	264	794
	マレーシア	13	12	11	2	3	4	20	0	1	2	15	147
	タイ	6	144	12	11	4	8	184	6	0	2	15	321
	インドネシア	16	20	0	0	0	2	2	0	0	0	24	55
	ベトナム	7	0	×	×	×	×	×	×	×	×	2	34
	ブルネイ		0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米	米国	2	0	0☆	29	×	×	△	0	×	804	32	3,416
	カナダ	10	0	385	0	×	0	0	×	0	0	9	349
中南米	メキシコ		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2
	チリ		×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0
	ペルー		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
大洋州	豪州	9	0	0	0	×	0	0	×	×	×	59	127
	NZ		0	6	×	×	×	×	×	×	×	3	7
その他	ロシア	19	16	1	0	0	1	0	0	0	0	15	16
	中東		0	0	0	0	11	0	0	1	0	12	15
	EU		0	5	0	0	0	0	0	0	1	88	1,544

☆:輸出条件の緩和を協議中。

(注):農林水産物の国・地域別輸出実績(2014年金額上位20か国)より
(マーカ-はTPP加盟国)

△:輸出不可だが、輸出戦略実行委員会の決定に基づき検疫協議中。

×:現在輸出不可(輸出戦略実行委員会の今後の議論に基づき検疫協議を戦略的に対応)

(参考):中国向け精米は合意済みの植物検疫条件に基づき輸出(中国側認可済みの精米・くん蒸施設(約7,000t/年)から76百万円(157t)輸出(2014年))。

➤ 輸出が可能な国、品目については、

- ・検疫条件違反は、最悪、輸出一時停止措置を招くため、輸出関係者への検疫条件等関係情報の提供や技術指導
- ・輸出品の品質保持、数量確保のため、栽培地・集荷地・市場での輸出検査
- ・さらに、訪日外国人旅行者が空港等において農産物を購入し、お土産として持ち出す際の環境整備等を実施。

情報提供

- 農産物の輸出に係る植物検疫に関する地方ブロック説明会の実施。
- 輸出事業者に対し、相談窓口による電話、メールでの対応を実施。
- 産地や輸出業者等への検疫条件等の提供や病害虫の防除方法の技術的指導。
 - ・台湾向けモモ等技術研修会
 - ・EU向け盆栽の輸出説明会 等
- 輸出検査申請書等の関係書類のインターネットを通じた提供や電子申請等による輸出手続きの迅速化。

集荷地検査

- 輸出者の要請により、輸出農産物の栽培地や集荷地に出向いて輸出検査を実施。
 - ・長野県川上村での台湾向けレタス
 - ・大阪市中央卸売市場での台湾向け温州みかん 等



(集荷地検査実績)
約4千件(H21)→約8千件(H26)

農畜産物の お土産販売の環境整備

- 主要空港に輸出検疫カウンターを設置し、植物検疫証明書を発行。
- 輸出可能品目等を掲載したパンフレットを作成、訪日旅行者に配布。
- 訪日旅行者へ農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法・体制を構築。



➤ 検疫措置の確立、防除体系の確立を通じて、輸出促進に資する環境整備や産地支援を積極的に推進

(平成28年度予算額)

検疫措置の確立

◎ 二国間輸出解禁協議の加速化のための新たな検疫措置の確立、実証事業委託費【19(一)百万円】

○二国間の輸出解禁協議の加速化を図るため、必要な技術的データ等の蓄積を行い、新たな検疫措置を確立

- ・新たなトラップ、防除技術及び果実消毒技術等の検疫措置を組み合わせ、有効性を評価
- ・病害虫の無発生を確認するための効率的な調査方法等の確立



新たに開発された
トラップで効率的な調査



微生物資材など
新たな防除資材の導入

防除体系の確立

◎ 農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業委託費【67(86)百万円】

- 輸出重点品目について、輸出相手国で登録されていない農薬等の使用を低減する新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行いつつ産地へ導入
- ・主要品目で防除体系を確立
- ・薬剤抵抗性病害虫の発生産地で防除体系の確立
- ・広域な防除体系の確立 等

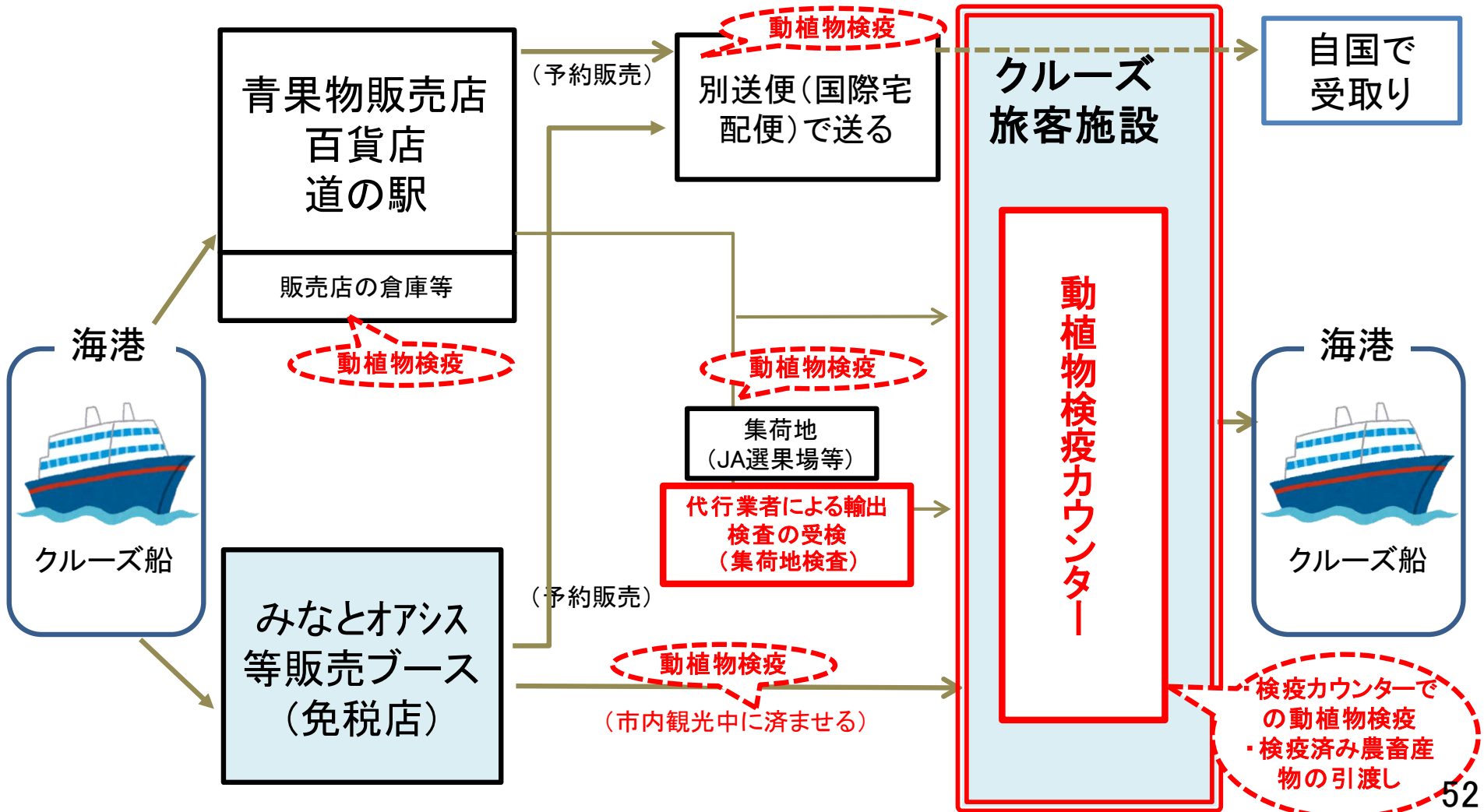


有色防蛾灯

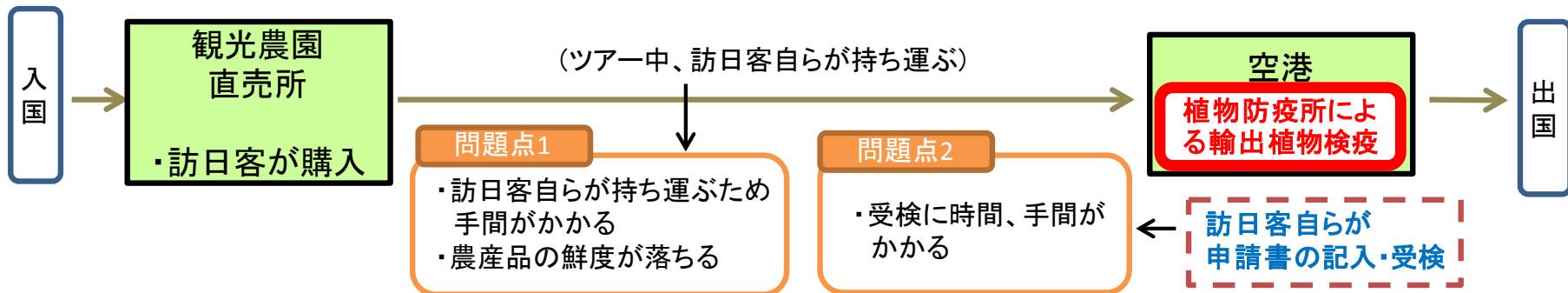


天敵の利活用

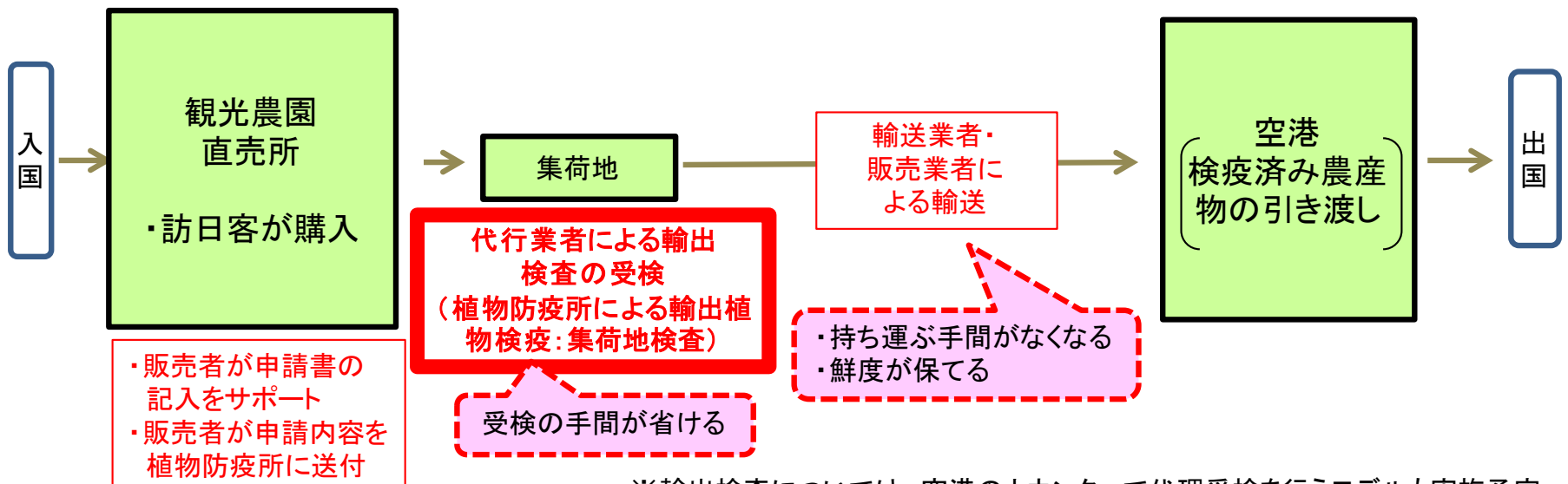
- 訪日客が農産物を円滑にお土産として持ち帰れるよう検疫の受検円滑化に係る取組を平成27年度より実施。
- 平成28年度は、クルーズ船を利用する外国人旅行者が、地域の直売所などで購入した農畜産物をクルーズ船の寄港地等で円滑に受け取ることができる体制の確立を推進。
(おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業：45百万円)
- 国産農畜産物のお土産としての持ち帰りが拡大することによる、販売額が増加し地域農業の活性化が期待。



<従来の検疫手続き>



<モデル販売のイメージ>



※輸出検査については、空港のカウンターで代理受検を行うモデルも実施予定

□ : 取組内容

〰 : 波及効果

- 本年1月15日から日本産の畜産物(牛肉、牛肉製品、豚肉及び豚肉製品)を携帯品としてシンガポールに持ち込むことが解禁。
- 5kg以内かつ個人消費用(携行品)であれば、我が国で市販されている牛肉、豚肉等については、携帯品としてシンガポールに持ち込むことが可能*。

※ただし、動物検疫所が交付する簡易証明書の添付が必要。



日本

【空港や海港販売店】

- 日本産の牛肉、豚肉等
 - 産牛肉ステーキ、
 - 産ローストビーフ、
 - 産豚肉ブロック、
 - 産焼豚
 - 産ビーフ使用カレー 等
- 1人当たり5kg以内
- 動物検疫所発行の簡易証明書を添付
(空港、海港に所在する動物検疫所においても即時交付可能)

黒毛和牛



This is to certify that the product contained herein is free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Disease Control Law. It is derived from material from animal that were born, raised and slaughtered in Japan and passed ante- and post-mortem inspection in accordance with Japanese law. The product is for personal use only and not for sale.

Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
JAPAN

<簡易証明書様式>



- 個人用であり、販売用ではないこと
- 日本国内で出生、飼養、と畜された牛、豚であり、と殺前後検査に合格していること
- 家畜の疾病を広げないこと

シンガポール



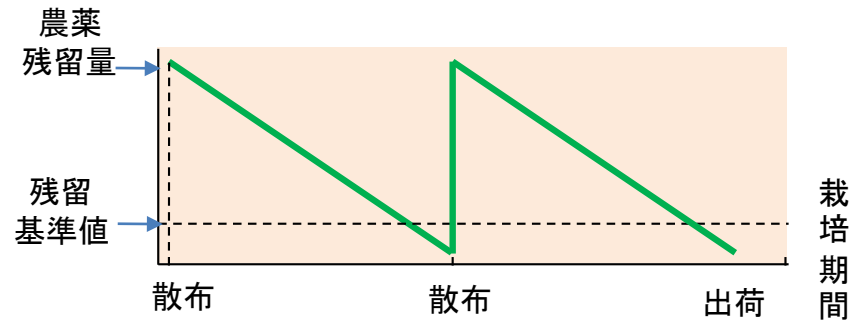
残留農薬基準への対応

日本国内で広く使用されている農薬で、輸出先国において残留基準値の設定がされていない、又は日本の基準よりも厳しいものについて、その農薬を使用して生産された農産物が輸出先国の残留検査で不合格とならないよう、対応を検討する。

> 対応策1

- 栽培段階において農薬使用時期の管理を徹底し、出荷時に農薬が残留しないようにする（防除暦の検討）。

※ 農林水産省は、生果実の病害虫防除マニュアル（いちご、茶）を公表。



> 対応策2

- 農薬メーカーや輸出団体等が連携して毒性試験などの各種試験データを提出し、輸出先国において基準値設定、または緩和がなされるように申請を行う（インポートトレランス申請）。

※ 政府、農薬メーカー等が連携して、香港、台湾に対し、インポートトレランスの設定の申請をしたものについて、早期の登録を働きかけているところ。



各種試験の実施

試験データ



申請書類作成

申請



輸出相手国政府

農産物を国際取引する際に活用しやすいGAPの検討・推進

- 農産物の取引の際に農業者がGAPの実践を求められることがある。
- 特に輸出の際には、食品の安全性等を担保するための手段(取引要件)として、国際的に通用するGLOBALG.A.P.※1等の認証を求められることがある。

- ・**ガイドライン※2に則した一定水準以上のGAPの取組拡大を図るとともに、**
- ・**輸出を志向する農業者が、国際的に通用するGAPの認証取得に取り組みやすくする必要**

以下の取組を実施

GAP戦略協議会

GAPの課題解決に向けた議論を展開する場として平成27年3月に設立

(構成員)

学識経験者、農業者、農業団体、実需者(流通・小売)、GAP運営・普及団体、認定機関、マスコミ等

(検討事項)

- ・輸出促進に向けたGAPの推進
 - ・GAPガイドラインの普及、浸透
- 等

GAP体制強化・供給拡大事業(平成28年度)

- ①ガイドラインに則したGAPの普及による、GAPの質の向上に向けた取組を支援。
- ②信頼性の向上に向け、第三者等がGAPの取組を確認・認証する仕組みの導入を支援
- ③我が国の農業の実情に沿うようGLOBALG.A.P.の運用改善、我が国の農業者が使いやすい輸出用GAPの検討に向けた取組に対する支援
- ④ICT技術を活用してGLOBALG.A.P.等の認証を取得する取組を支援

※1 GLOBALG.A.P.

・欧州の流通小売の大手企業が主導で策定した取引要件としてのGAP(我が国における認証取得数 196件:平成26年6月現在)

※2 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

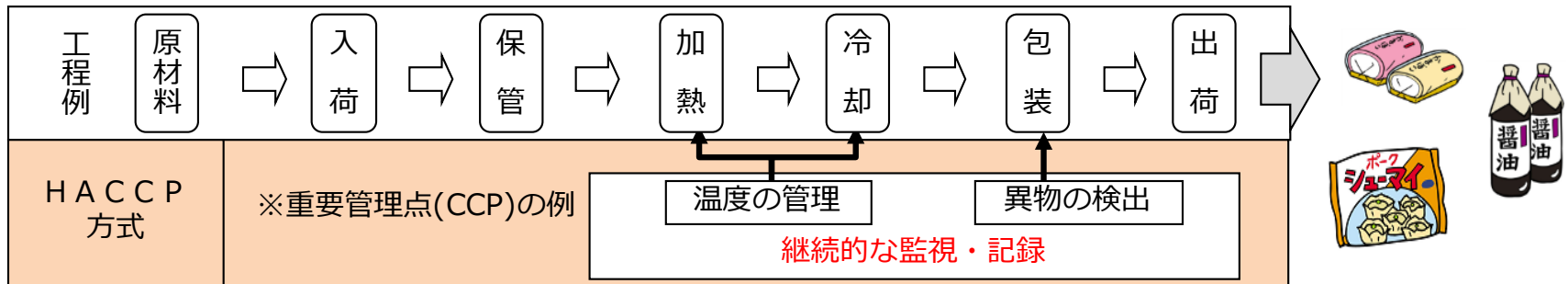
- ・食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組、法令等との関連を明確化
- ・関係法令等に則して定められた取組項目の考え方は、農産物に関するGLOBALG.A.P.等の国際的に通用するGAPの点検項目の考え方とほぼ共通

輸出に求められる衛生基準(HACCP)

EUや米国をはじめ、HACCPを衛生基準として求める国際的動向がある中で、輸出促進のためには、輸出先国が求めるHACCPに対応できるよう、輸出環境の整備が課題。

原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析(HA)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(CCP)を継続的に監視・記録するシステム。

科学的根拠に基づくシステムの導入により問題のある製品の出荷を未然に防止でき、最終製品における食品安全の確保を図ることが可能。



HA (Hazard Analysis)

危害要因の分析 微生物、異物など

CCP (Critical Control Point)

重要管理点 加熱工程における温度、時間など

HACCPの導入に向けた施設等整備、人材育成への支援

I コストへの支援 【HACCP支援法】

- ・法の期限を平成35年6月まで延長
- ・HACCP導入の前段階の衛生・品質管理の基盤の整備(高度化基盤整備)の取組への支援拡大
- ・輸出促進の位置付けの明確化

II 人材確保・消費者理解への支援【予算事業】

人材確保への支援

- ・高度化基盤整備の徹底やHACCP導入促進のための責任者・指導者養成研修等の開催支援
- ・高度化基盤整備の定着・普及に対する取組の支援
- ・輸出に向けた対応を円滑化するための研修の開催支援
- ・HACCPを適切に維持・運用できているか確認を行う取組の支援

消費者理解醸成への支援

- ・製造現場での体験を含めた消費者セミナーの開催支援
- ・小売現場におけるHACCP等の普及の取組の支援

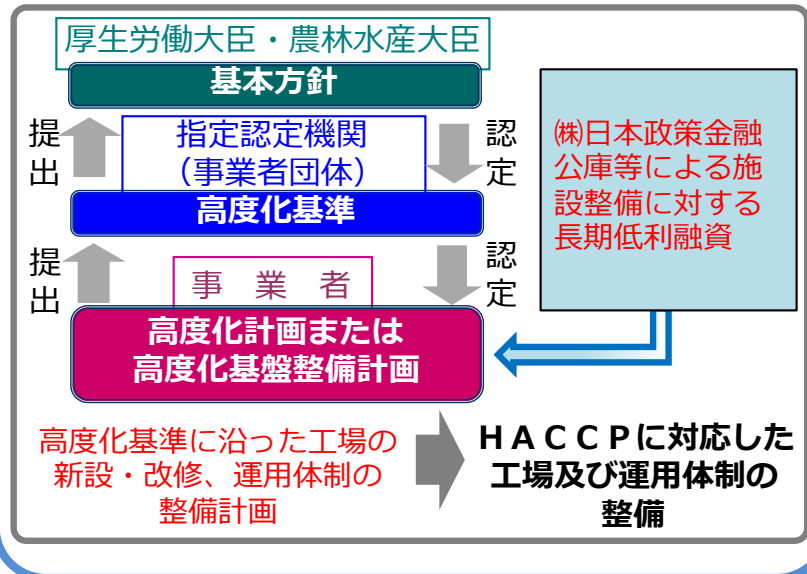
HACCP支援法に基づく金融支援

食品製造事業者が、高度化基盤整備又はHACCPを導入するための施設・設備の整備を行う際、指定認定機関に「高度化基盤整備計画」又は「高度化計画」を提出し、認定を受けると、(株)日本政策金融公庫等の長期低利融資を受けることが可能。

貸付条件	貸付金利:2.7億円まで	0.35~0.45%
(H28.1.21時点)	2.7億円超	0.50~0.60%
	償還期限:15年以内	(うち据置期間3年以内)

○金融支援(HACCP資金貸付)のお問い合わせ

- ・(株)日本政策金融公庫農林水産事業本部
食品産業融資グループ TEL:03-3270-5492
- ・沖縄振興開発金融公庫 農林漁業融資班 TEL:098-941-1840



国際取引を行いやすい食品安全管理規格の検討・推進

我が国の食品事業者では、中小事業者のHACCP導入率が約3割にとどまる。今後の農林水産物・食品の輸出を円滑にするため、日本で使いやすい日本発の規格の構築を目指す。

日本版の食品安全管理規格の“特徴”

- ① 国内の規制とコーデックスHACCP等の国際基準に整合。
- ② 日本で分かりやすく、和食や生食・発酵食品を含めた日本の食文化に適合。
- ③ 日本企業の強みである現場の改善力をアピール。

効果

官民で様々なハードルを乗り越え

1. 国際的な承認を得ることで、海外取引に利用でき、食品輸出を促進。
2. 食品安全管理の中のシステムであるHACCP普及による食品安全の取組向上
3. 日本食・食文化を世界に普及する手段。

輸出環境整備

国内での安全管理向上

食文化発信、グローバル化への貢献

規格を作り運営する民間機関「**一般財団法人 食品安全マネジメント協会**」を立ち上げ
(平成28年1月)

設立者 (企業: 18社)

(設立のための準備委員会には45社が参加)

アサヒグループホールディングス株式会社	日本生活協同組合連合会
味の素株式会社	日本製粉株式会社
イオン株式会社	日本ハム株式会社
キッコーマン株式会社	株式会社明治
キューピー株式会社	株式会社ヤクルト本社
サントリービジネスエキスパート株式会社	雪印メグミルク株式会社
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	山崎製パン株式会社
株式会社ニチレイ	株式会社吉野家ホールディングス
株式会社日清製粉グループ本社	株式会社ローソン

今後のスケジュール

- ・ 平成28年度に認証開始
- ・ 平成29年度内に国際的な承認申請を行うことを目指す。

平成27年度 輸出戦略実行委員会 米国食品安全強化法部会の活動概要

米国食品安全強化法部会の目的

米国食品安全強化法の動向に合わせ、食品事業者、業界団体、関係省庁及び関係部署と協力して対応を検討する。

背景・実施概要

27 年度	背景	<ul style="list-style-type: none">■ 米国において、食料供給の安全性を保証することにより、公衆衛生をより良く保護できるようにする目的で、米国食品医薬品局(FDA)の権限を多岐にわたり強化する、「米国食品安全強化法(Food Safety Modernization Act(FSMA))」が2011年1月4日に成立した。■ 規則案についてはFDAが案を順次公表中であり、2015年から2016年にかけて確定の予定。■ FSMA施行により日本からの食品輸出に関しても、HACCP義務化、日本へのFDA査察の増加等様々な影響が想定される。
	目的	<ul style="list-style-type: none">■ 引き続き、FSMA(米国食品安全強化法)の動向に合わせ、食品事業者、業界団体、関係省庁及び関係部署と協力して対応を検討する。

実施事項

1	15年9月以降のFSMA各規則確定を踏まえ、FDA最新動向を常に把握していく。セミナー(JETRO主催)等を通じて、事業者にも周知する。
2	FSMAに関する情報共有体制を構築し、国内事業者の円滑なFSMA対応を図る(メーリングリスト等)。
3	国内FDA査察結果の収集・分析を行う。査察時課題の解決に向けて、FDAと協議を実施。
4	FSMA改正規則案公開時に意見を提出する。
5	米国向け日本産食品の輸出実態につき、更なる調査を行う。

米国食品安全強化法の概要

- 近年米国でいくつもの大きな食品事故が発生したことを受け、2011(平成23)年1月に米国食品安全強化法が成立。
- 米国内で消費されるすべての農林水産物・食品が対象となり、米国産・輸入品に内外無差別で規制がかかる。
- 農産物の生産者には農家が守るべき規制が求められ、加工食品等のメーカーには食品安全計画(HACCPを包括)の策定が求められる。米国食品医薬品局(FDA)による検査等の新たな規制も導入される。

品目	事項	食品安全計画策定等 (103条)	農産物の安全に係る取扱基準 (105条)	外国施設へのFDA検査の強化 (201/306条)	FDAへの施設登録 (102条)	海外供給事業者検証プログラム (301条)
農産物						
穀物(コメ、麦等)、茶		△ ¹	×	○	△ ²	○
野菜(長芋(Yam)を含む)		×	○	○	×	○
野菜(未加工で消費されることが殆ど無いもの(例:ワサビ等))		×	×	○	×	○
野菜加工品		△ ³	×	○	○	○
果実		×	○	○	×	○
日本酒		(○*)	×	—	○	×
水産物		(○*) 但し海藻類は○	×	○	○	(○*) 但し海藻類は○
加工食品		○	×	○	○	○
肉、肉加工品、卵		(○*)	×	×	×	×

- : 適用される
- ×: 適用されない
- (○*): 別法で義務化済・導入済
- : 不明
- △1: 農場での生産活動には基本的に適用されないが、穀物の流通・消費に係る活動や製茶プロセス等に適用
- △2: 基本的には適用されないが、△1に該当する活動・プロセスには適用
- △3: 農場での加工品でも、出資比率・規模・リスクによっては適用される
- 今後動向を確認する必要があるが、実際に米国内の農場にFDAが検査に来たケースは承知していない

主な施行スケジュール

主なFSMA事項	最終規則化時期	施行時期
食品安全計画 (103条)	2015年9月	2016年9月
農産物の安全に係る取扱基準 (105条)	2015年11月	2017年11月
外国施設へのFDA検査の大幅強化 (201/306条)	2011年1月	2011年1月
FDAへの施設登録 (102条)	2011年1月	2011年7月
FSVP* (301条)	2015年11月	2017年5月

一定規模未満の事業者には追加猶予期間が設けられる。

* 海外供給業者検証プログラム: 米国の食品輸入者に輸入食品の安全検証を義務づけるもの

平成27年度 輸出戦略実行委員会既存添加物分科会の活動概要

既存添加物分科会の目的

既存添加物分科会では、加工食品の輸出を促進するために、厚生労働省の必要な協力を得て、優先度の高い4品目について事業者の取り組みに係る情報共有を行いながら、今後の支援策等を検討する。

検討内容

27
年度

背景

- クチナシ黄色素、クチナシ青色素、ベニコウジ(赤)色素について、各既存添加物製造事業者では、想定される登録の難易度、承認後の効果の大きさ等を踏まえ、米国・EU向け申請の可能性の検討を実施。なお、ベニバナ黄色素に関しては、その米国・EUにおける動向を注視していく。
- 農林水産省は、上記既存添加物のデータ収集・申請に係る費用について、関係する製造事業者への支援を引き続き検討。
- 既存添加物分科会事務局では、当該既存添加物を活用した加工食品の輸出拡大意向等について、即席麺・菓子等の業界団体及びメーカーに対してヒアリングを実施中。その結果は既存添加物製造事業者とも共有し、今後の検討における基礎資料として活用していく予定。

今後の課題

1	製造事業者による既存添加物の米国・EU向け申請に向けた準備（データ収集）
2	農林水産省による関係製造事業者への支援（データ収集に係る支援）

平成27年度 輸出戦略実行委員会ハラール部会の活動概要

ハラール部会の目的

輸出拡大を図る上で、マレーシア、インドネシアや中東などイスラム圏への食品輸出に取り組むため、ハラールの取組にかかる課題を整理・検討し、ハラール認証取得支援、輸出の成功事例創出につなげるための議論を行う。

背景・実施概要

27 年度	背景	<ul style="list-style-type: none">■ 事業者がハラール認証の取得やハラール食品の輸出に関心を持って、国や認証機関毎の実態が分からないなどの課題に直面することが多い。■ そのため、平成26年度は、ハラール認証の仕組みや各国における制度の違い等の基本的な情報を整理した「手引き」を作成した。■ 輸出の成功事例創出につなげるため、より実務的な情報が望まれる。
	目的	<ul style="list-style-type: none">■ ハラール食品の流通状況やイスラム圏への食品輸出の事例を調べて積み上げていくことで、どのようにすればイスラム圏への輸出を行うことができるのか、注意すべき点は何かを、事業者が把握できるようにする。

実施事項

1	ハラール食品を取り扱う企業を対象に、ハラール食品の輸出事例について調査する。
2	主要ムスリム国内でハラール食品およびハラール認証マークの流通状況、普及状況を調査し、事業者にハラール食品の需要等の正確な実態を提供する。

ハラール対応における現在の課題と農林水産省の支援措置

現在の課題

- 国によりハラール認証の条件が異なるため、輸出先国、品目毎の確認と対応が必要。
（例1：醤油や酢の残留アルコール許容値の差異、原料のハラール性の判断等々。）
（例2：マレーシアでは、ハラール製品を製造する工場が養豚場、下水処理場から5km以上離れている必要。）
- 日本の牛肉の処理施設の大半は豚の処理も行っていることから、ハラール認証取得が困難。

支援措置について

- ハラール認証の取得に向けた検査員の招へい、認証の取得費用等を支援。
- ジェトロにハラール食品の専門家を配置して相談に対応。
事業者向けハラールセミナーを開催。
イスラム圏を対象とした国内外での商談会や見本市への出展を支援。
- 輸出に必要なハラール対応食肉処理施設の整備を支援。
- ハラール牛肉を生産するための在留資格の要件を緩和。

地理的表示保護制度

- 地理的表示とは、地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等の特性が生産地と結び付いている農林水産物・食品の名称。
- この名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度の運用を平成27年6月から開始。今後、国内外の市場においてGIマークによる差別化と保護を図ることで、我が国の地域特産品のブランド化を促進。

地理的表示保護制度の大枠と効果

制度の大枠

- ① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

効果

- 製品の品質について国が「お墨付き」を与える。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
- GIマークにより、他の製品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

輸出促進への寄与



- ▶地理的表示の登録を受けた産品にGIマークを貼付
- （主要な輸出先国においてGIマークを商標登録
- ▶地理的表示保護制度を有する国との間でGIを相互保護

- ▶輸出先国で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化

- ▶真の日本の特産品の輸出促進に寄与

登録産品(平成28年2月2日時点)

あおもりカシス
(青森県東青地域)



夕張メロン
(北海道夕張市)



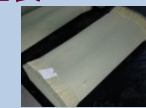
くまもと県産い草
(熊本県八代市、八代郡氷川町、宇城市、球磨郡あさぎり町)



八女伝統本玉露
(福岡県内)



くまもと県産い草畳表
(熊本県八代市、八代郡氷川町、宇城市、球磨郡あさぎり町)



但馬牛
(兵庫県内)



江戸崎かぼちゃ
(茨城県稲敷市及び牛久市桂町)



神戸ビーフ
(兵庫県内)



鹿児島壺造り黒酢
(鹿児島県霧島市福山町及び隼人町)



伊予生糸
(愛媛県西予市)



海外における知的財産侵害対策について

- GIマーク及び我が国の地名や農林水産物等のブランドが不正に商標出願・登録・使用されないようインターネット等による監視及び現地調査を実施。知的財産侵害対策に活用。
- 海外における我が国農林水産物等に対する知的財産侵害事例や、知的財産を活用してグローバル展開を図っている優良事例を収集し、地方公共団体等関係者で構成されたコンソーシアムに共有。今後の海外展開に活用。

・GI製品の模倣品、GIマークの不正使用の監視



・海外におけるジャパンブランド、我が国地名の商標出願・登録等の監視



疑義情報



海外見本市・小売店等
における監視

・疑義情報の海外現地調査

・海外知的財産情報の収集

・食品企業OB等を活用した国別相談窓口

・知的財産を活用した海外展開ビジネスモデル事例の収集

情報共有

知的財産
の専門家

地方公共
団体

農林水産業
関係団体

農林水産知的財産保
護コンソーシアム

食品企業

JETRO

輸出環境の整備(フードバリューチェーンの構築)

- 日本の食産業の海外展開を推進し、輸出を促進するため、二国間政策対話や経済連携等を活用し、開発途上国や新興国市場のみならず、先進国も含むより幅広い地域を対象に、ビジネス投資環境の整備を推進するとともに、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を図る

取組み①: 新興国との政策対話

- 官民合同の政策対話を各国との間で実施



日越農業協力対話
第2回ハイレベル会合
(H27.8/農林水産大臣、企業等25社参加)



日緬農林水産業・食品協力対話
第1回ハイレベル会合
(H26.9/農林水産大臣、企業等14社参加)



第1回日伯農業・食料対話
(H26.12/農林水産審議官、企業等27社参加)

- 政策対話の対象国を拡大、新たに官民ミッション派遣等を実施し、我が国食産業の海外展開を推進

取組み②: 産学官の連携強化

- 多様な食関連企業の参画による官民協議会を実施

グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会

- ◆ 平成28年1月18日現在、281社・機関等が参画
- ◆ 平成26年度に、協議会3回に加え、アセアン部会2回、分野別研究会3回(ハラール、コールドチェーン等)を開催。
- ◆ 平成27年度に、協議会2回に加え、インド部会、アセアン・豪州部会、分野別研究会(輸出環境整備、国際標準)を開催。



- アセアン・豪州部会、インド部会等地域別、分野別の取組を強化。
- 各国の生産・流通・投資環境の調査や、民間の事業化調査等を通じ、我が国食産業の海外展開を推進

今後の取組方向

- ◆ アジアなどの新興国のみならず、先進国も含むより幅広い地域を対象に、戦略的にグローバルマーケットを開拓することとし、二国間政策対話や経済連携等を活用しつつビジネス投資環境の整備を推進、官民連携によるフードバリューチェーン構築を推進。
- ◆ 民間投資と連携した国際協力を行うことで、世界の食料安全保障と途上国の経済成長等にも貢献。